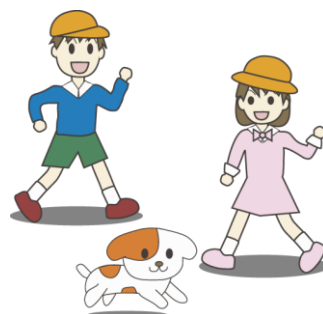
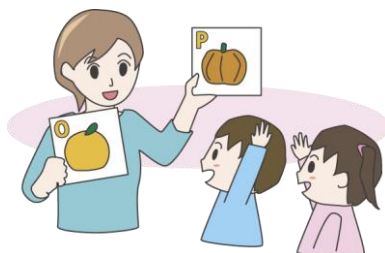


第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

はじめに

少子化対策や子育てに対する支援については、人口減少に対する施策としてだけでなく、全ての人が活躍できる社会づくりに向けた施策として、その重要性が増しています。

子ども・子育てについては、全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、この法律とその他の関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。

かすみがうら市においても、平成27年3月に第1期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画を策定し、次代を担う子どもたちが将来に夢や希望を持ちながら健やかに成長すること、親たちが子育ての楽しさと喜びを感じながら成長できること、地域で子育てを温かく見守り、支えあっていくことを目指し、各種の施策・事業に取り組んでまいりました。

この間にも、幼児教育・保育無償化をはじめ、各種の支援制度の拡充が進められてきました。子ども一人ひとりの育ちを地域全体で応援することの重要性は一層高まっています。

本計画は、このような背景を踏まえつつ、ニーズ調査やヒアリング等を実施することにより、明らかになった本市の特性を考慮した計画として、子育てに関する「個別の支援施策」の充実を図る一方で、子育てを通じて、子どもと親と一緒に成長していくための環境づくりを、親、地域、行政がそれぞれの責務を認識しながら連携して取り組むこととしました。基本理念を「子育ての思い出を紡ぐ舞台づくり ～子育てが良い思い出になる環境づくり～」と定め、これに基づき、今後5年間に講じる各種の施策、保育の見込み量を示しています。

今後は、本計画に基づき、安心して教育・保育を受けられるような環境に努めるとともに、地域の子育て環境を整え、すべての子どもたちが健やかに成長できるような取組を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「かすみがうら市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリングにご協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

かすみがうら市長 坪井 透

目次

第Ⅰ章	計画策定にあたって	1
1.	子ども・子育て支援事業計画の概要	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画期間	3
4.	計画の策定体制	3
第Ⅱ章	かすみがうら市の子どもと家庭をとりまく状況	4
1.	人口・世帯	4
2.	人口動態	6
3.	就業者数の推移	7
4.	婚姻・離婚件数の推移	8
5.	児童数の推移	9
6.	年少人口の将来推計	11
第Ⅲ章	子ども・子育て支援に関するニーズ	12
1.	ニーズ調査結果のアウトライン	12
2.	ヒアリング結果	16
第Ⅳ章	子ども・子育て支援に関する課題	19
第Ⅴ章	子ども・子育て支援に関する基本的方針	20
1.	計画策定の前提条件	20
2.	子ども・子育てに対する視点	20
3.	計画の基本理念と目標	21
4.	教育・保育提供区域	22
第Ⅵ章	施策の展開	23
1.	施策分野と体系の設定	23
2.	個別施策の展開	24
3.	子ども・子育て支援事業計画	38
第Ⅶ章	計画の推進に向けて	48
1.	子ども・子育てに対する支援環境の整備	48
2.	関連施策との連携	48
3.	計画の進捗管理	48

資料編	49
1. 計画策定の経緯	49
2. 子ども・子育て会議委員名簿（平成30年4月～令和2年3月）	50
3. かすみがうら市子ども・子育て会議条例	51
4. 子ども・子育て支援法（抜粋）	53
5. 子ども・子育てニーズ調査の概要	57

第 I 章 計画策定にあたって

1. 子ども・子育て支援事業計画の概要

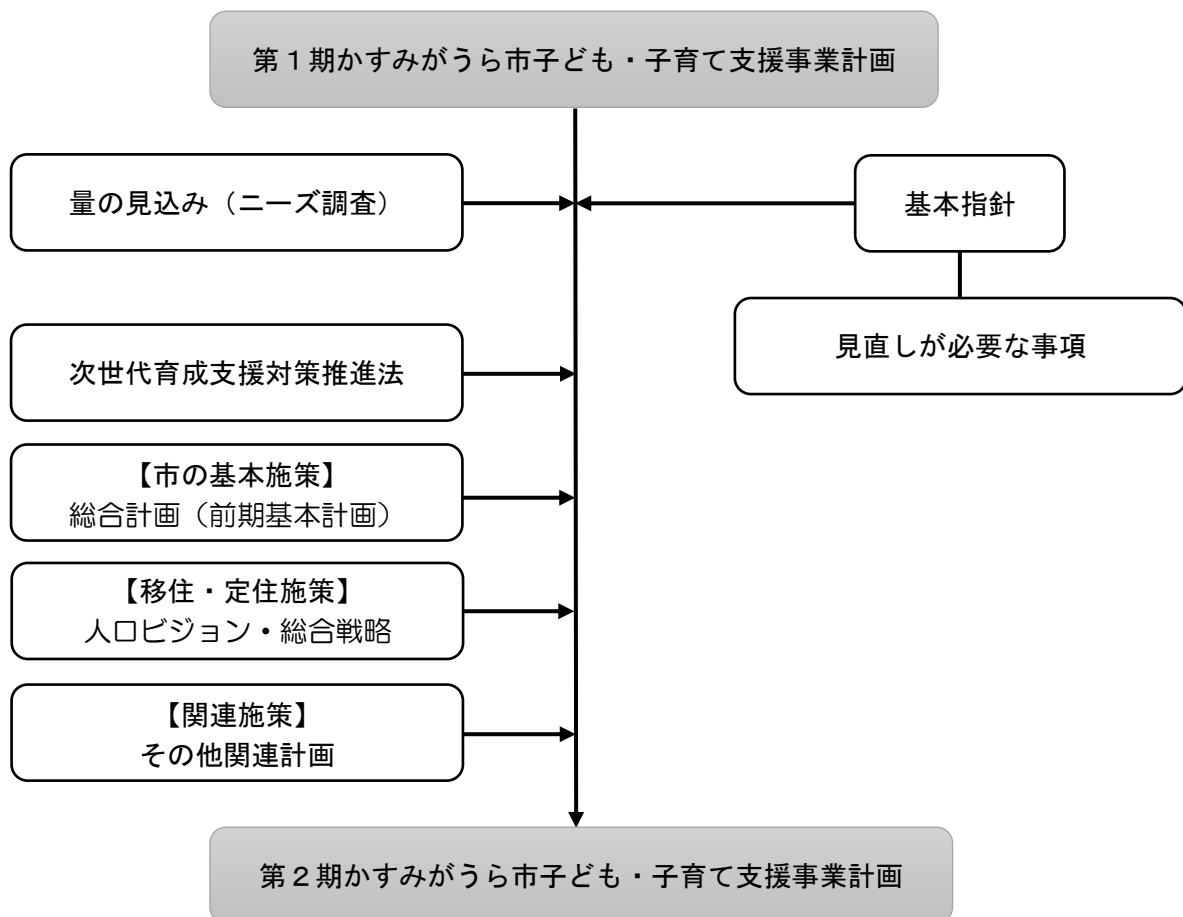
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的として、国及び県の基本方針に基づき、市町村が定める計画です。

かすみがうら市では、平成27年3月に、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とする第1期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第1期計画」という）を策定した後、平成29年度に中間見直しを行い、多面的な子育て支援に取り組んでいます。

また、子育て支援については、若年層を対象とした移住・定住施策としても重要になっており、第1期計画の期間中に策定された「かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、様々な施策が位置づけられています。

第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）は、第1期計画やかすみがうら市における若年層の移住・定住、子育て支援等を踏まえつつ、国の施策動向やかすみがうら市の子育てに関するニーズを把握しながら、今後5年間の計画期間とした子育て支援のあり方を示す計画です。

参考－第2期子ども・子育て支援事業計画作成のイメージ



2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられる計画です。

■子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

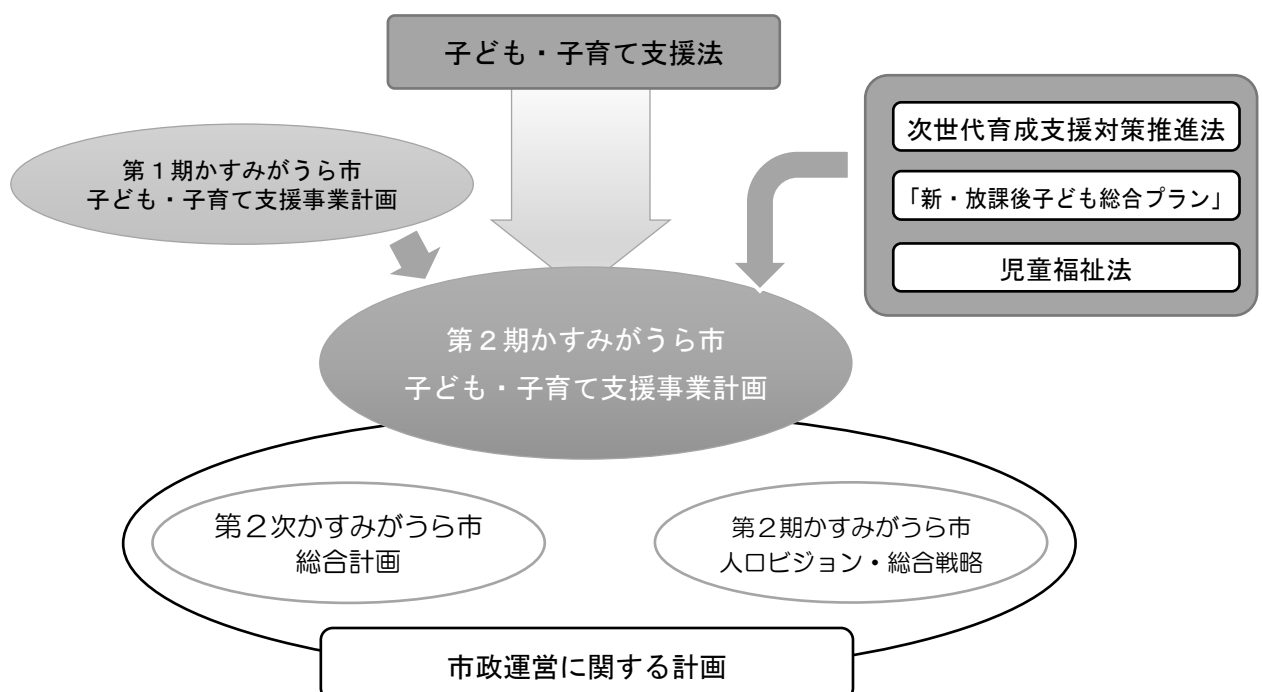
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」により、量の見込みや確保の方策等を策定します。また、本計画は次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等を図るための幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すため、「次世代育成支援市町村行動計画」の主旨を包含する計画として策定します。

■次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

なお、策定にあたっては、本市の最上位計画である「第 2 次かすみがうら市総合計画」での位置づけを踏まえつつ、かすみがうら市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略、その他関連計画などとの整合を図りながら策定します。



3. 計画期間

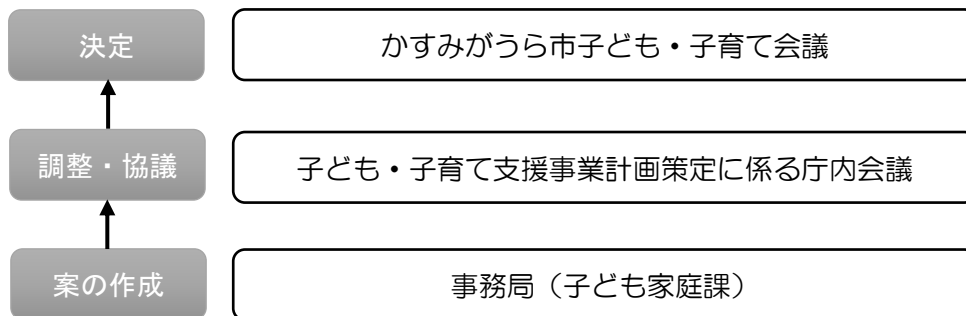
計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、社会経済状況や計画の進捗状況を反映するため、計画期間中に必要に応じて見直しを行うこととします。

図一 計画期間

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
計画期間	第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

本計画の策定体制は以下のとおりです。

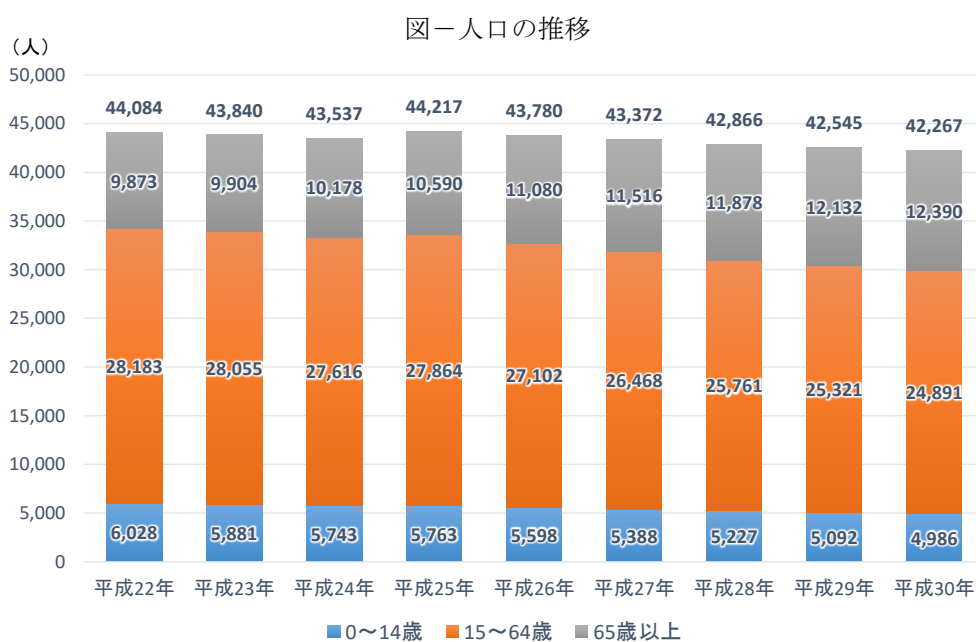


第Ⅱ章 かすみがうら市の子どもと家庭をとりまく状況

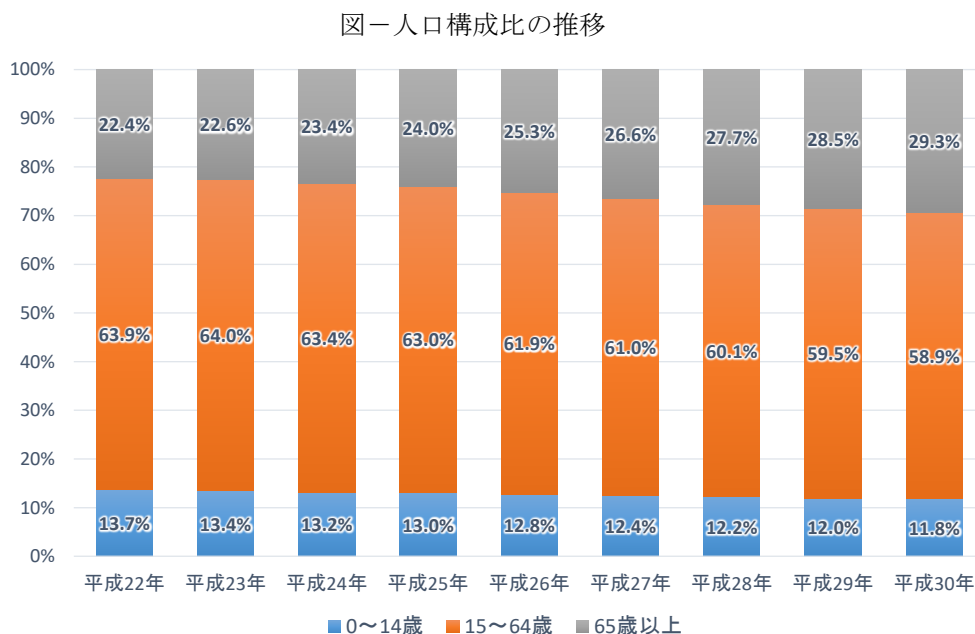
1. 人口・世帯

(1) 人口の推移

本市の平成22年から平成30年までの人口の推移をみると、平成25年にやや増加するものの、以降は減少傾向にあります。平成22年と平成30年の人口を比較すると、全体で1,817人の減少となっており、なかでも15～64歳の生産年齢人口は3,292人の減少、14歳以下の若年人口は1,042人の減少となっています。一方、65歳以上の老年人口については、2,517人増加しており、構成比では総人口の29.3%を占める超高齢社会となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

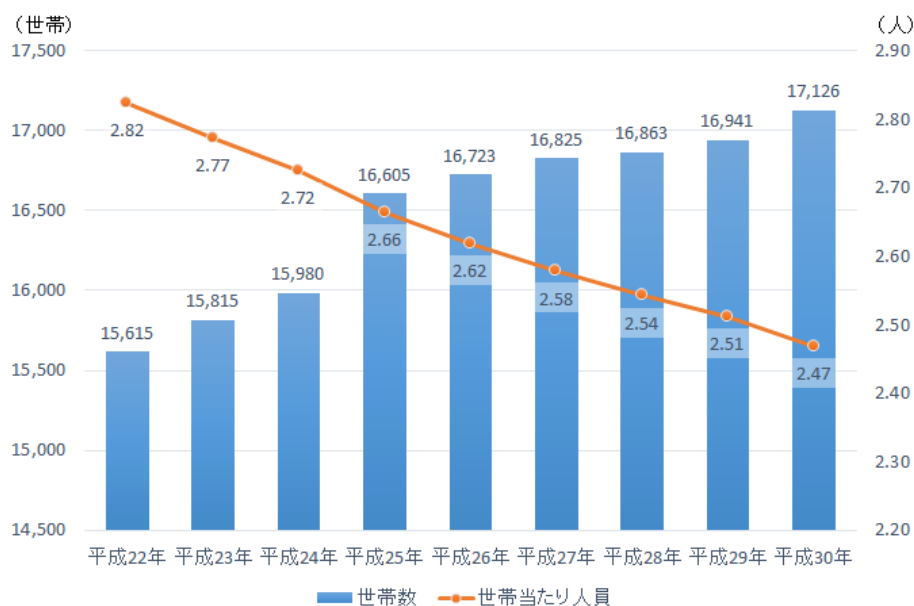


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 世帯数の推移

本市の平成22年から平成30年までの世帯数の推移をみると、平成24年から25年にかけて大きく増加し、以降緩やかな増加傾向にあります。一方、世帯当たり人員については、核家族世帯、単独世帯の増加に伴い、平成22年の2.82人から徐々に減少を続け、平成30年では2.47人となっています。また、世帯類型をみると、非親族世帯、母子世帯が増加しており、平成12年と比較して約2倍となっています。

図一世帯数の推移



資料：住民基本台帳、平成25年以降は外国人を含む（各年4月1日）

表一世帯数の推移

単位：世帯

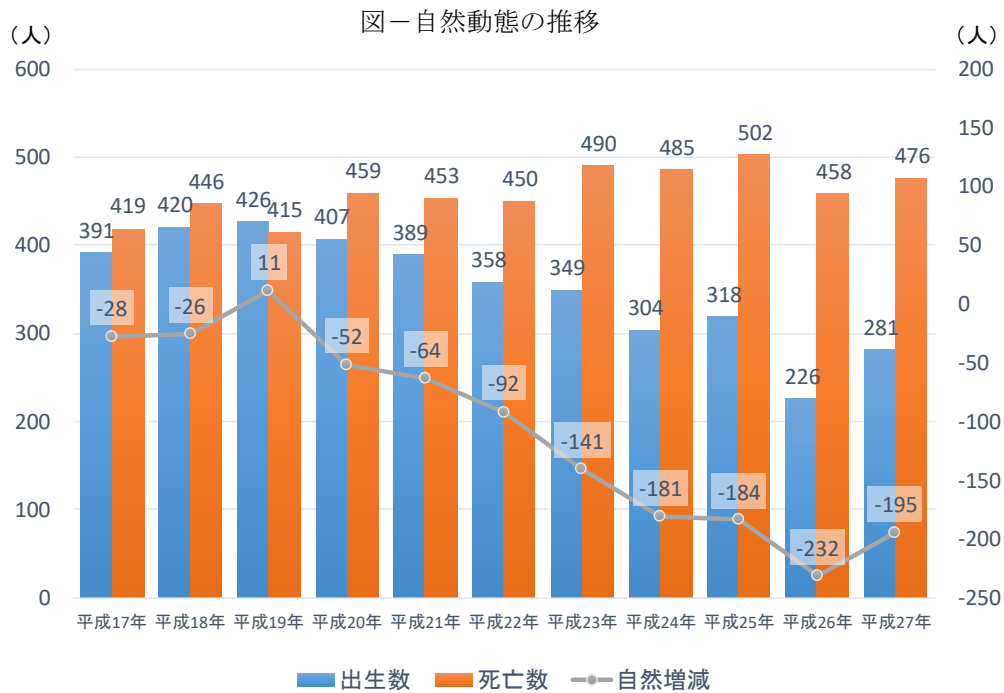
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	13,986	14,109	14,701	15,109
親族世帯数	11,284	11,562	11,396	11,190
核家族世帯数	7,619	8,172	8,377	8,614
親族世帯に占める割合	67.5%	70.7%	73.5%	77.0%
その他の親族世帯数	3,665	3,390	3,019	2,576
親族世帯に占める割合	32.5%	29.3%	26.5%	23.0%
非親族世帯数	70	73	139	147
単独世帯数	2,632	2,474	3,162	3,767
母子世帯数	114	175	207	231
親族世帯に占める割合	1.0%	1.5%	1.8%	2.1%
18歳未満親族がいる母子世帯	108	167	192	208
親族世帯に占める割合	1.0%	1.4%	1.7%	1.9%
父子世帯数	35	30	29	29
親族世帯に占める割合	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
18歳未満親族がいる父子世帯	26	28	26	26
親族世帯に占める割合	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

資料：国勢調査(各年10月1日) ※平成22年、27年の一般世帯数合計に誤差あり

2. 人口動態

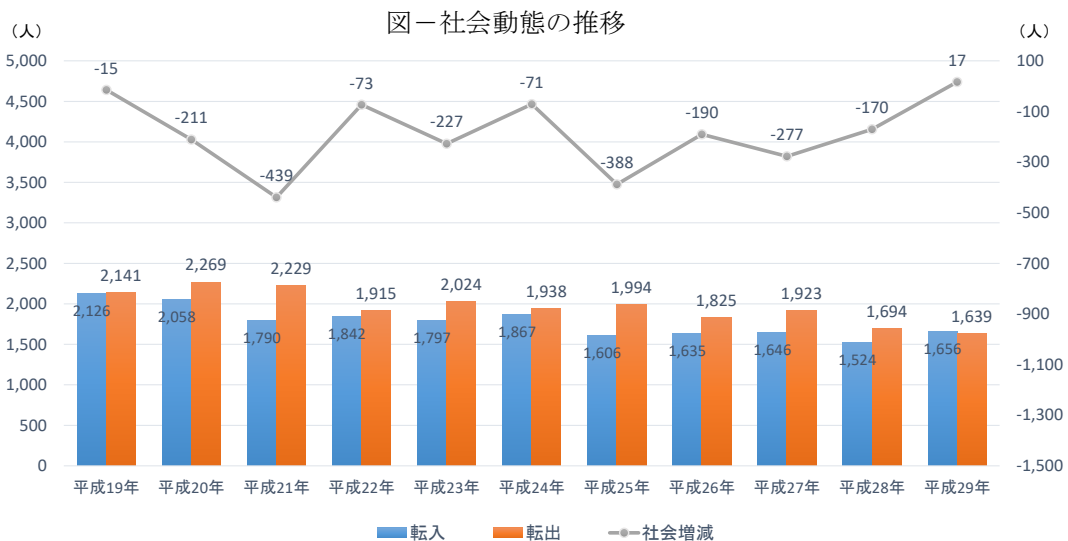
(1) 自然動態

本市の平成17年から平成27年までの自然動態の推移をみると、平成19年を除いた全ての年度で、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。平成20年以降、減少数は年々増加し、平成26年では200人以上の減少となりましたが、平成27年は出生数が55人増加し、死亡数も増加しているものの、減少幅は前年に比べやや小さくなっています。



(2) 社会動態

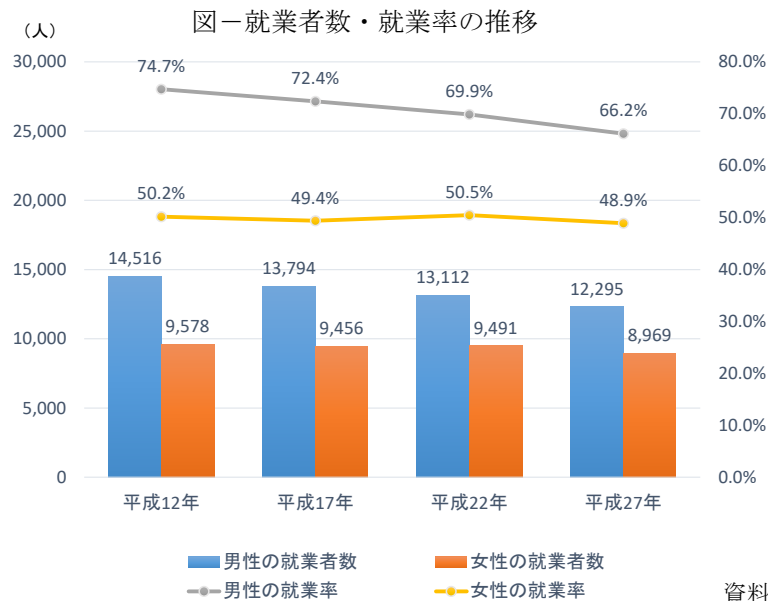
本市の平成19年から平成29年までの社会動態の推移をみると、平成28年までは、転出が転入を上回る社会減となっていました。平成29年には転入が転出を上回る社会増に転じています。



3. 就業者数の推移

(1) 就業者数・就業率の推移

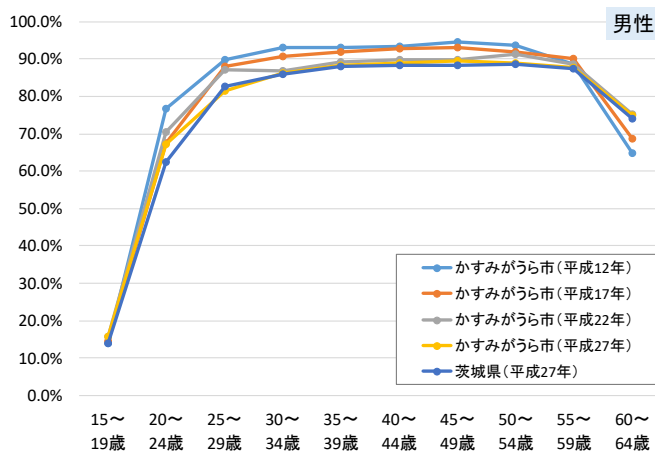
本市の就業者数・就業率は減少しています。平成12年と平成27年を比較すると、女性では、就業者数609人減、就業率1.3ポイント減であるのに対し、男性は就業者数2,221人減、就業率8.5ポイント減と、男性の就業率の減少が顕著となっています。



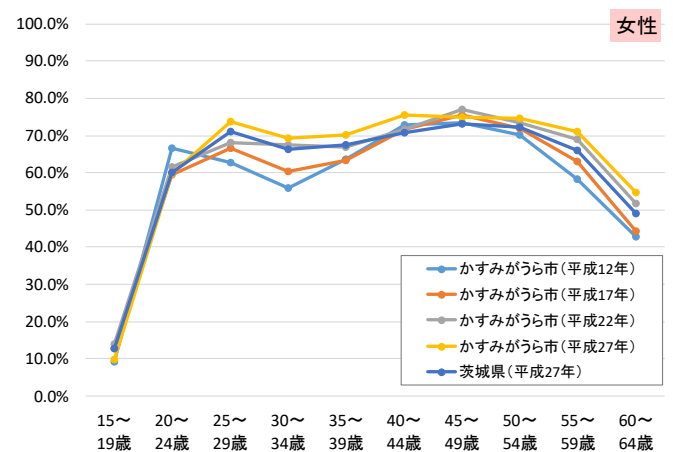
(2) 年齢階級別就業率の推移

本市の就業率を年齢別にみると、男性では、平成27年において県とほぼ同様の傾向を示しており、過去と比較すると、20歳～29歳、50歳～54歳で就業率の低下がみられます。一方、60歳～64歳では上昇しています。女性は、M字カーブを示し30歳～34歳の就業率が低くなっています。また、平成27年の就業率は県よりも高い水準となっています。

図一 年齢階級別就業率の推移（男性）



図一 年齢階級別就業率の推移（女性）

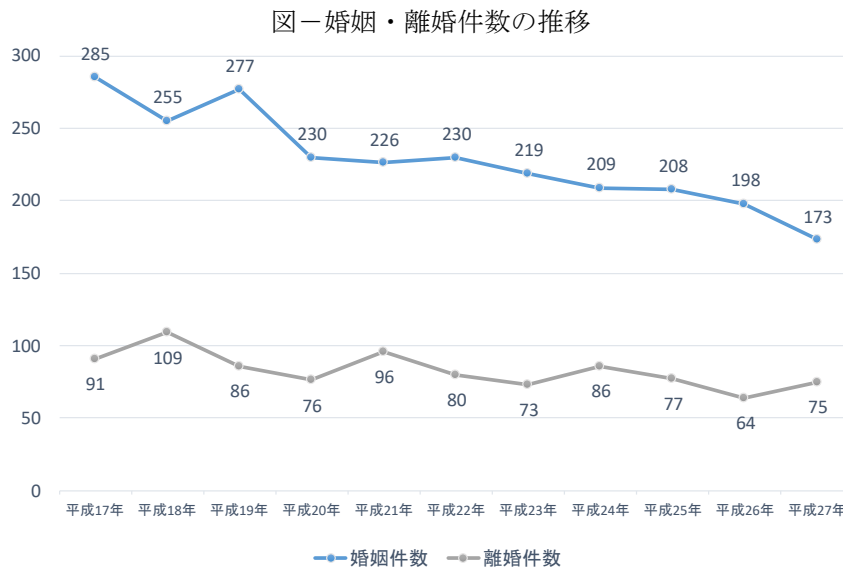


資料：国勢調査

4. 婚姻・離婚件数の推移

(1) 婚姻・離婚件数の推移

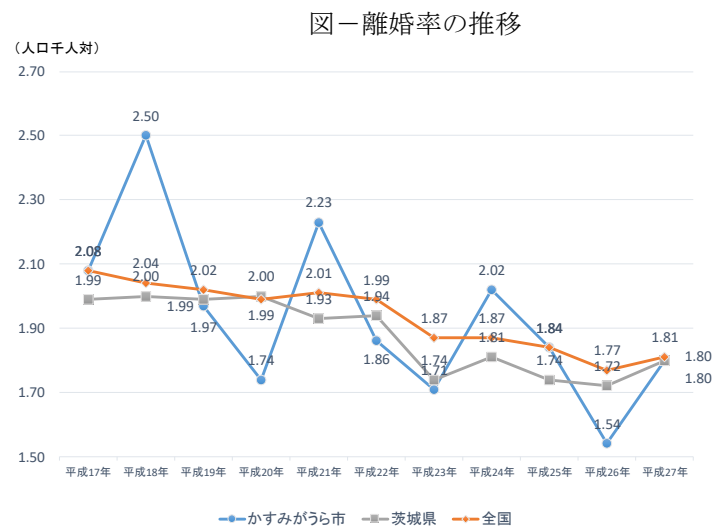
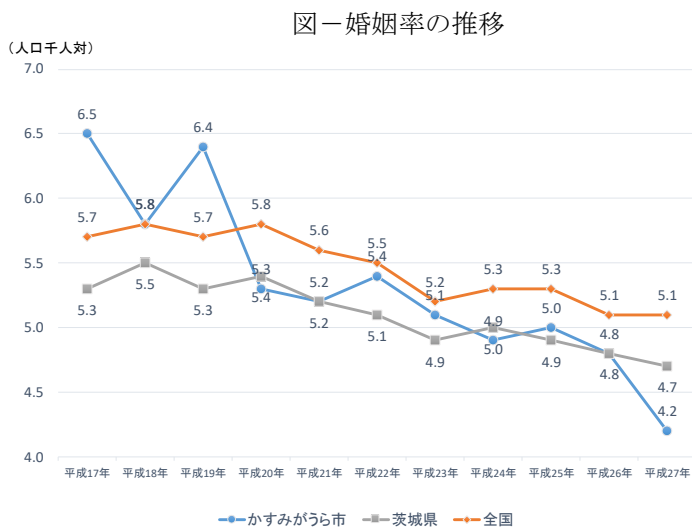
本市の平成17年から平成27年までの婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成20年以降緩やかに減少しています。離婚件数も平成17年と平成27年を比較すると16件減少しており漸減傾向にあります。



資料：茨城県人口動態統計

(2) 婚姻・離婚率の推移

本市の平成17年から平成27年までの婚姻率の推移をみると、全体的に低下傾向ですが、全国、茨城県と比較すると、平成17年では本市の婚姻率が最も高かったのに対し、平成27年では最も低く、下がり幅も最も大きくなっています。また、離婚率の推移については、本市は比較の変動が大きいものの、全体的に低下傾向にあります。

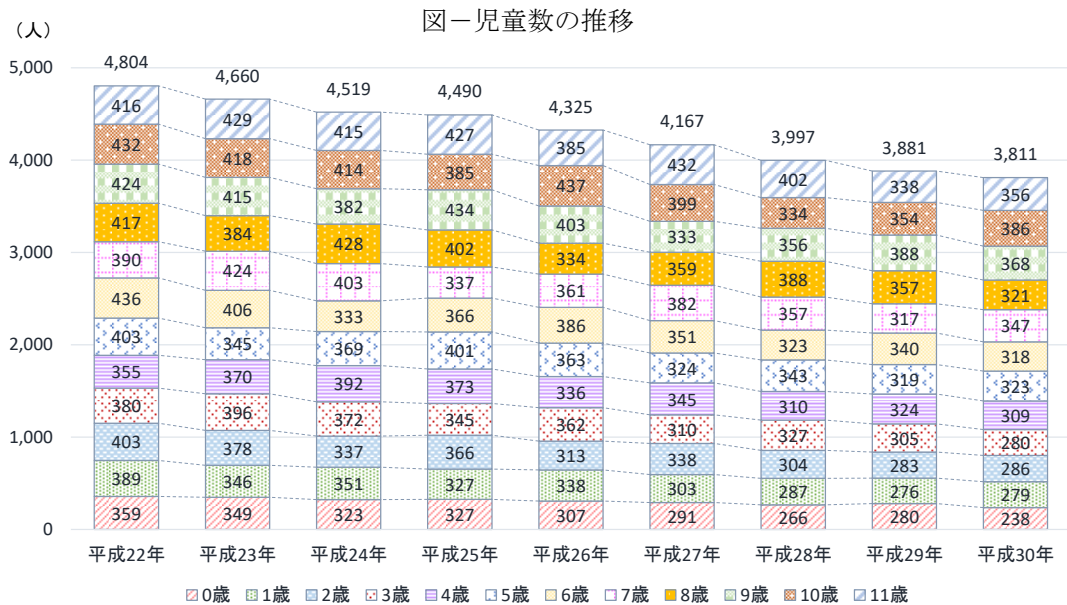


資料：茨城県人口動態統計

5. 児童数の推移

(1) 児童数の推移

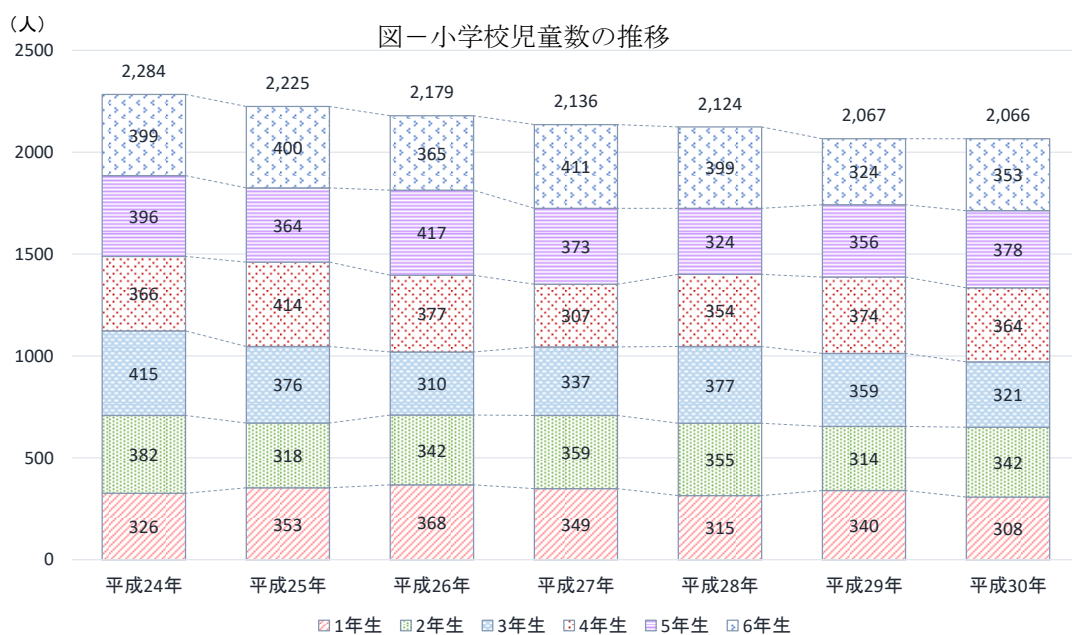
本市の平成 22 年から平成 30 年までの児童数の推移をみると、年々減少していることが分かります。特に 3 歳以下の年齢層は、いずれも 100 人以上減少しています。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

(2) 小学校児童数の推移

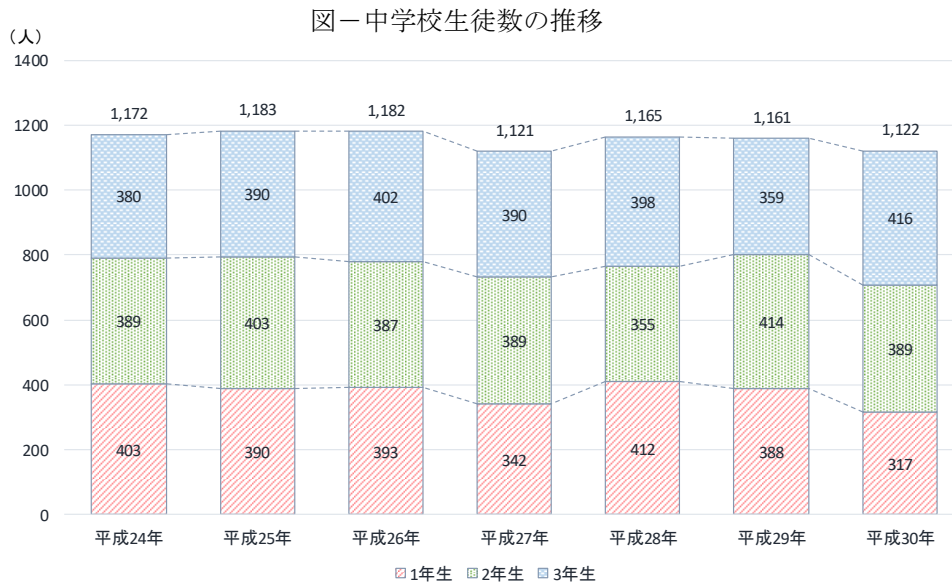
本市の平成 24 年から平成 30 年までの小学校児童数の推移をみると、漸減傾向にあり各学年とも減少しています。



資料：かすみがうら市 学校教育課

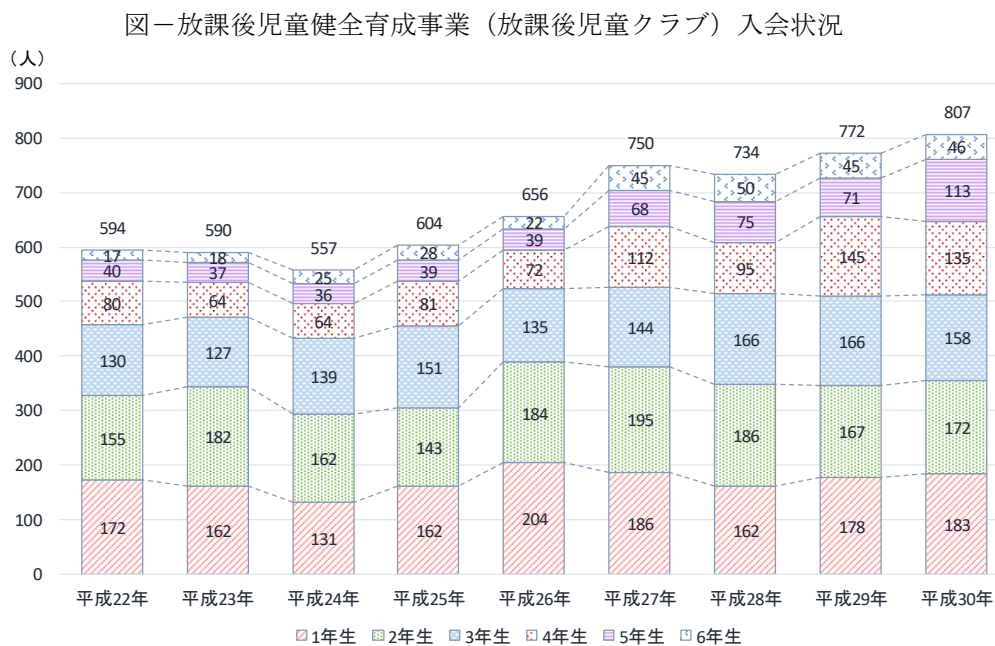
(3) 中学校生徒数の推移

本市の平成24年から平成30年までの中学校生徒数の推移をみると、平成27年に比較的大きく減少し、翌年からは微増に転じたものの、再び減少傾向にあります。



(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）入会状況

本市の平成22年から平成30年までの放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）利用者数の推移をみると、核家族や共働きなどの増加を背景として、平成25年以降増加傾向にあり、平成22年と平成30年を比較すると、全体で213人の増加となっています。これに伴いクラブ数は、平成22年の16ヶ所から平成30年には25ヶ所まで増加し、定員も約1.5倍となっています。



6. 年少人口の将来推計

本計画の計画期間（令和2年から令和6年）における年少人口を推計すると、平均的な出生率と仮定した場合、0歳～4歳は、計画初年に1,332人（平成27年国勢調査比139人減）、最終年に1,258人（同213人減）、5歳～9歳は、計画初年に1,499人（同224人減）、最終年に1,305人（418人減）と推計されます。

表一年少人口の将来推計

年少人口		実 績		推 計					計画期間
		平成22年 国勢調査	平成27年 国勢調査	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
出生率平均 (H23-27)	0-4歳	1,827	1,471	1,332	1,312	1,291	1,271	1,258	1,232
	5-9歳	1,980	1,723	1,499	1,443	1,387	1,331	1,305	1,252
	10-14歳	2,082	1,978	1,794	1,749	1,704	1,659	1,593	1,461
	年少人口計	5,889	5,172	4,625	4,504	4,382	4,261	4,156	3,945
出生率最小 (H23-27)	0-4歳	1,827	1,471	1,227	1,153	1,080	1,007	997	976
	5-9歳	1,980	1,723	1,499	1,443	1,387	1,331	1,255	1,103
	10-14歳	2,082	1,978	1,794	1,749	1,704	1,659	1,593	1,461
	年少人口計	5,889	5,172	4,520	4,345	4,171	3,997	3,845	3,540
社人研 (2015)	0~4歳	—	—	1,362	—	—	—	—	1,184
	5~9歳	—	—	1,386	—	—	—	—	1,284
	10~14歳	—	—	1,717	—	—	—	—	1,381
	年少人口計	—	—	4,465	—	—	—	—	3,849

資料：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所日本の地域別将来推計人口

出生率平均は茨城県保健福祉統計年報から算出

出生率平均と出生率最小の場合の推計人口は国勢調査をもとにコーホート変化率法により算出

第Ⅲ章 子ども・子育て支援に関するニーズ

1. ニーズ調査結果のアウトライン

(1) 集計結果の概要

■基本属性

- 回答者の約半数が、下稲吉地区、稲吉地区（住居表示地区）に居住している。
- 約8割の回答者が、祖父母との同居・近居関係を有し、未就学児、就学児とも3割が同居している。祖父母は、子育てに日常的に関わっているケースも多い他、祖父母宅は、放課後過ごさせたい場所としても一定のニーズがある。

■子育て環境

- 子育ては、「父母ともに」行っているという回答が、未就学児、就学児とも半数を占めるが、「母親」という回答も、それぞれ3割程度を占め、子育てが母親中心となっている状況がうかがえる。子育てに日常的に関わっている人・施設としては、「父母ともに」、「母親」、「祖父母」の割合が高いが、「母親」は、未就学児より就学児で高くなる。また、「祖父母」は未就学児、就学児とも一定の割合を占めている。「祖父母」は、身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、日常的あるいは緊急時等に子どもをみてもらえる存在となっている。
- お子さんの子育てに、もっとも影響すると思われる環境としては、未就学児、就学児とも「家庭」が最も高いが、就学児では「地域」が高くなっている。

■子育てに関する相談

- 未就学児、就学児とも、相談できる人が「いる／ある」が多いものの、就学児では、相談できる人が「いない／ない」がやや増加する。相談先としては、「祖父母」が未就学児、就学児とも高く、次いで「友人や知人」となるが、「友人や知人」は、未就学児より就学児の方が高い。また、未就学児では、「保育士」や「かかりつけの医師」という回答もみられている。

■両親の就労状況

- 【母親】 ○未就学児、就学児とも約4割が「フルタイム」勤務。未就学児の母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が就学児よりも高く、出産・育児に伴い離職するケースがあると考えられる。
- 1週あたりの勤務日数の平均は、未就学児、就学児とも4.8日、勤務時間は未就学児で7.4時間、就学児で7.0時間。出勤時間は、就学児より未就学児の母親の方が、早く出勤し遅く帰宅する傾向がある。
- フルタイムへの転換希望は、未就学児、就学児とも1割程度で就学児の方がやや高い。このうち実現する見込みがあるという回答はごく少数となっている。
- 【父親】 ○未就学児、就学児とも約9割が「フルタイム」勤務となっている。
- 1週あたりの就業日数、就業時間は、未就学児、就学児とも大きな差はないが、「母親」に比べ、就業日数で0.5日程度、就業時間で2時間程度の割合が高い。出勤帰宅時間は「母親」に比べ、30分程度早く2時間程度遅い傾向となっている。

■定期的な教育・保育の利用状況

- 未就学児の6割が、定期的に教育・保育事業を利用している。利用している事業は、「認可保育所（園）」と「認定子ども園」が多い。現在の利用状況は、1週あたり5日、1日8時間前後の利用が最も多く、利用時間は8時から16時が最も多い。希望については、保育開始がやや早く、終了時間がやや遅くなることを希望している。また、これらの実施場所は、「かすみがうら市内」が半数で、このうち4割程度が「居住している小学校区内」となっている。
- 平日教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」が最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」で、就労だけでなく教育や発達面での動機も多い。一方、未利用の理由としては、「子どもがまだ小さいため」、「利用する必要がない」が多くなっている。
- 満年齢毎に利用したい教育・保育事業としては、満0～2歳、満3～5歳とも、「認可保育所（園）」、「認定子ども園」が多い。これらは、満0～2歳よりも満3～5歳の方が多く、2歳までは家庭で子育てを行い、満3歳以降は教育・保育事業を利用するという傾向がある。

■地域子育て支援事業

- 子ども・子育てについての相談先となる「地域子育て支援拠点事業」、仕事と子育てを両立するための「時間外保育（延長保育）」、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」のニーズが高くなっている。
- 子育て短期支援事業及び子育て援助活動支援事業（F・S・C）は、未就学児、就学児とも「知っている」が3割程度、「利用したことがある」はごく少数となっている。未就学児で「今後利用したい」が、それぞれ3割程度となっている。
- 今後、重点的な取り組みを期待するものについては、未就学児、就学児とも「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」が最も多くなっている。「時間外保育（延長保育）」、「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」は未就学児で多くなっている。

■本市で充実が必要な子育て支援施策

- 夜間・休日等の医療サービス、必要な時に気軽に利用できる保育・預かりサービス、働き方の多様化に対応した子育て支援等の医療や保育・預かりに関するニーズが多い他、交通安全や犯罪防止に関する要望もみられる。

■放課後の過ごし方

- 放課後過ごさせたい場所は、未就学児、就学児とも「自宅」が最も多く、次いで「習い事」で、低学年よりも高学年になると更に多くなっている。
- 「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の利用希望は、就学児よりも未就学児の保護者の方が多く、就学児でも高学年よりも低学年で多い傾向を示している。

■土曜日及び日曜日・祝日、長期休暇中の放課後児童クラブのニーズ

- 土曜日及び日曜日・祝日では、土曜日のニーズが多い。長期休暇中のニーズとしては、未就学児で6割、就学児で5割程度が利用の必要があると回答している。

■育児休業について

- 育児休業については、父親が取得したケースは少ない。母親では、未就学児では「働いていなかった」が少なく、「取得した（取得中である）」が多い。就学児では「働いていなかった」が多くなっており、未就学児の母親の方が制度を利用している状況となっている。
- 育児休業を取得しなかった理由としては、母親では、未就学児、就学児とも「子育てや家事に専

念するために退職した」が多く、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が多くなっている。一方で、母親、父親とも、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」という勤務先を原因とする理由や、「収入減となり、経済的に苦しくなる」という経済的理由も見られる。

- 育児休業制度の認知度については、就学児より未就学児の方が全体的に高くなっている。
- 職場への復帰時期については、「希望する保育所（園）に入るため」、「人事異動や業務の節目に合わせるため」が大きな動機となっている。
- 1歳になったときに必ず利用できる制度がある場合、1歳になるまで育児休業を取得するかについては、未就学児で8割弱、就学児の回答者全員で「取得する」という結果となっている。

■短時間勤務制度について

- 短時間勤務制度については、母親では、未就学児、就学児とも4割程度が利用しているが、就学児では「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」という理由も多い。利用しなかった理由については、勤務先を要因とするものの他、経済的理由が挙げられている。

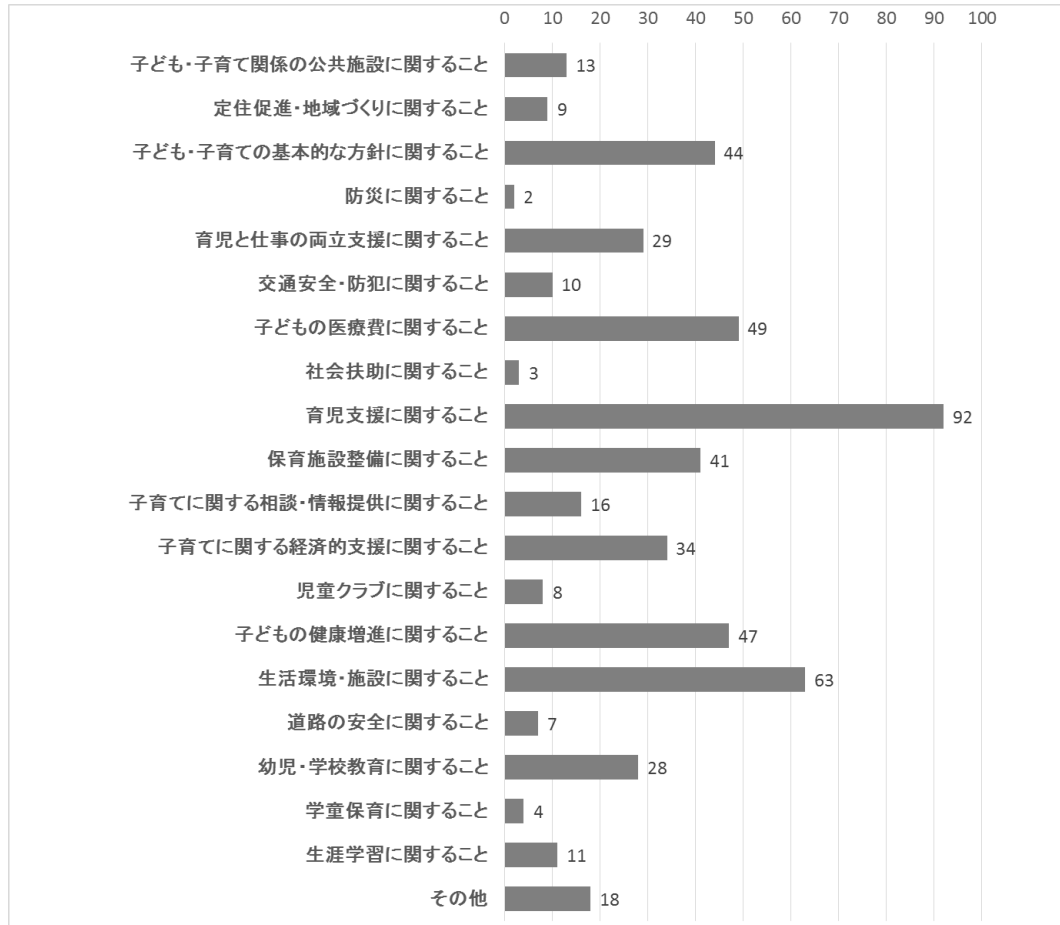
(2) 自由意見の概要

①意見の要旨

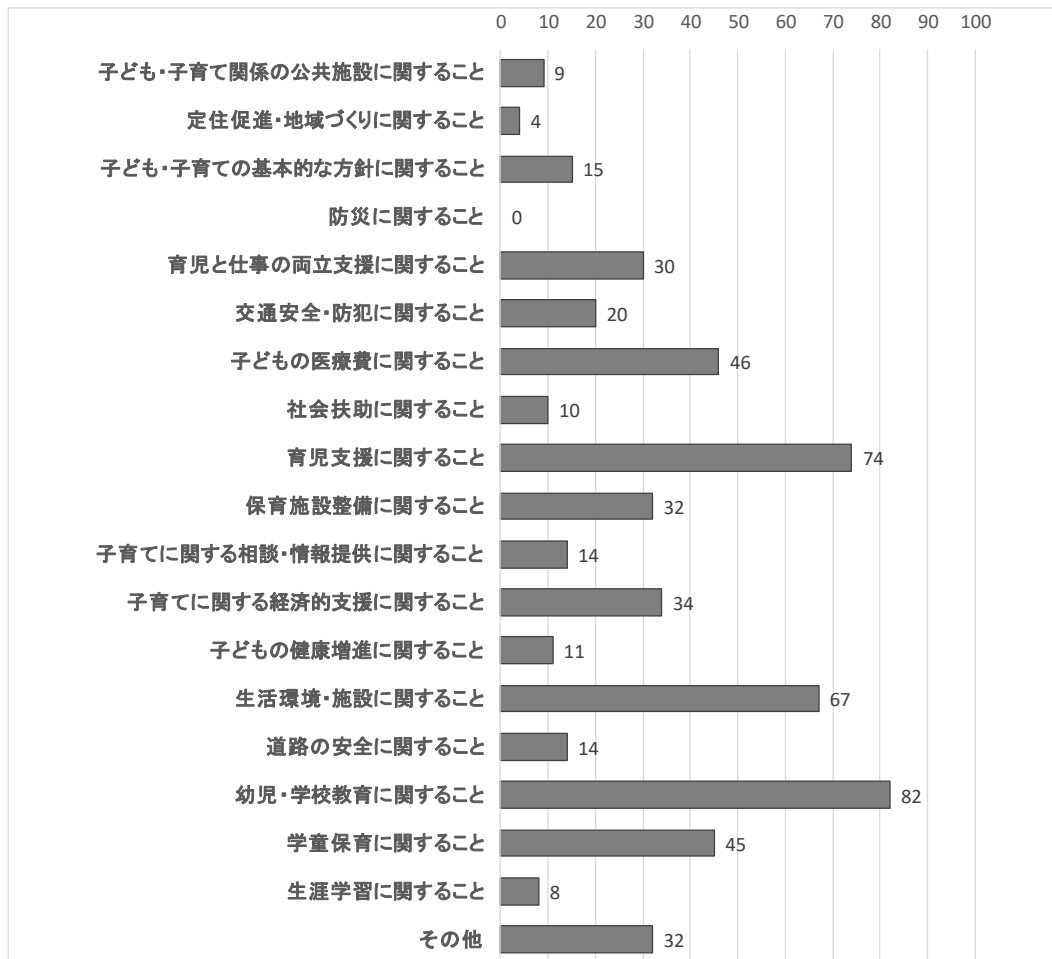
- 子育て支援については、施策・事業の内容、施策のわかりやすさ（情報提供）、サービスや対応の質・利用しやすさ、経済面での支援の充実等に関する意見があった。
- 子育てと就業の両立のため、保育時間や保育施設の場所の確保についての意見があった。
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、総じてニーズが高く、預かる時間についての意見があった。
- 三世帯同居については、子育て上のメリットに関する意見がある一方で、施策が三世帯を基本としており、核家族に優しくないという意見があった。
- やまゆり館や児童館については、概ね高い評価を得られている。
- 小学校への通学距離、子育て関連の施設へのアクセス等についての意見があった。
- 千代田地区に比べ、霞ヶ浦地区での施設整備の遅れが指摘されている。また、集落部では施設へのアクセスのしづらさの他、同世代の子どもの少なさに関する意見があった。
- 公園整備についての要望が多く挙げられている。安心して子どもを遊ばせることができる施設としてのニーズが高い。
- 市外から転入してきた方が、地域との交流や保育サービス利用の際の行きづらさに関する意見があった。
- 医療施設（小児科等）、教育環境の充実に関する意見があった。
- 道路や防犯灯の整備といった、安全性確保に関する意見があった。
- 勤務先における育児休業、短時間勤務制度等に関する意見（利用上の課題等）、育児のための休暇への理解不足等に対する意見があった。

②自由意見の分類

■未就学児



■就学児



2. ヒアリング結果

(1) やまゆり館

■子育てルームの概要

- 施設の区分としては地域福祉活動施設で、子どもだけでなく高齢者も含めて利用できる施設。
- 子育てルームは3歳までの子どもが対象で保育士が対応。
- 子育てルームは、土曜日及び日曜日・祝日、年末年始を除いて実施している。2部制で時間内なら都合に合わせて自由に来て頂いている。午前中は親子で50人～60人、20組～30組くらいの利用がある。
- 子育てルームの利用の様子をみると、一人遊びできるようになると母親同士で話すこともある。
- 現在、保育士はベテランと若手の2人で、必要に応じて別の人員を臨時に依頼することもある。

■利用状況と課題

- 利用時間の延長に関するニーズが多いことは把握しているが、合間の時間は、おもちゃの消毒や清掃を行う他、保育士はいろいろな準備を行う時間なので、現状の2人体制では、子育てルームの開館時間を延ばすのは難しい。変更するには手続きも必要になる。
- いろいろな年齢の子どもが来るが、2歳児と3歳児の動きは違う。1歳児とぶつかるなどの問題もある。スペース上の制限や人の配置の問題があり、現在の運営が精一杯だと思う。
- 利用者は大きくは増加していない。少子化だけの影響でなく、他の施設に行っている可能性も考えられる。
- 現在の利用者を見ると、千代田地区の方が多いと感じる。住所でよく見るのは、稲吉や稲吉東、稲吉南。市外からの利用もできるので、土浦市、石岡市、小美玉市などから来ている。市外からの利用は全体の1割くらいだと思う。
- 子育てルームの情報は、ホームページやかすみっ湖（市が提供する子育て支援アプリ）で提供している他、保健師の赤ちゃんの訪問時にチラシを渡している。0歳児事業は市の広報誌にも載せている。0歳児事業の時にもチラシを配っているのも有効だと思う。0歳から来てもらおうと続けて来てもらえる。

■その他

- 多様な年代が利用する施設なので、異なる世代が触れ合う場になっている。プレ保育の場所でもある。この施設を利用する高齢者が孫を連れて来る例もある。
- 運動会では、健康づくりコーナーを利用している人に、ボランティアで参加してもらっている。
- 毎週木曜日におもちゃ図書館を行っているが、そのボランティア（祖父母世代）との交流がみられている。おもちゃ図書館も以前は車で回っていたが、高齢化などでできなくなったのでここで場所を提供している。
- 子育てルームの運営については、保育士がいろいろ考えてくれることが大きいと感じる。

(2) 大塚児童館

■児童館

- 児童館は0歳～18歳まで無料で利用可能で、幼児イベントやクラブ活動などを取り入れている。市内に3つの児童館があり、連携して運営している。
- 利用時間は、今年の4月から児童館は、午前8時30分から午後5時まで。土曜日は大塚児童館のみ、午前8時30分から正午まで開館している。
- 土曜日は、学習広場として一部を貸している。一般利用は少ない。
- 幼児イベントを毎月開催するなどして、市内に児童館が3つあることを知ってもらうようにし、平日の利用を増やしたいと考えている。

■児童クラブ（「放課後児童健全育成事業」、以下、本項において同じ）

- 児童クラブの利用者数は年々増加傾向にある。開館時間は、平日は放課後から午後7時まで、休校日は午前7時から午後7時まで。土日は、第2土曜日が開館となっている。必要な人は民間の児童クラブを利用していると考えられる。民間は午後7時30分まで開いているところもある。
- 利用者から質の向上やさまざまな体験をする機会等の要望がある。学習の時間は自習としているが、求められるものは多くなっていると感じる。
- 児童クラブは、公立が18クラブ、私立が7クラブあり、公立で登録している児童は646人、支援員は75人おり、児童クラブの運営費用のほとんどは人件費となっている。
- 支援員確保が課題で、大塚児童館でも夏休みに20名募集しているが難しいのが現状。
- 児童クラブは課題がたくさんあり、課題を解決するための委員会を設置し検討している。
- 保護者からのニーズが多様化しているので、そのニーズに対応することと、子ども一人ひとりに目を向ける必要がある。
- 児童クラブの利用希望は増えている。今後も共働き家庭の増加に伴い、平日の利用は増えると思うが、霞ヶ浦北小、南小では、統合時にスクールバスの運行が開始されたことで利用者が減ったこともあり、千代田地区でも統合によりスクールバスが利用できれば変動する可能性もある。

【参考－地域ごとの子育て環境の状況】



地区名	西部地区(千代田)	中部地区(稲吉)	東部地区(霞ヶ浦)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○千代田地区の集落を中心とする区域。 ○人口減少、高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○神立駅に近い市街化区域で、住宅やアパートの立地が進んでいる区域。千代田地区が中心だが、霞ヶ浦地区西部に住宅地が形成されている。 ○転出入が多く、かすみがうら市の中では、若年居住者も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○霞ヶ浦地区の集落を中心とする区域。 ○人口減少、高齢化が進んでいる。
学区の特性	○小学校統合予定	○霞ヶ浦地区は小学校統合済み	○小学校統合済み
居住者特性	○集落部に居住し三世代同居（敷地内同居）がみられる。	○仕事での転入者の他、市内に実家を持つ居住者（近居関係）も多い。	○集落部に居住し三世代同居（敷地内同居）がみられる。

第Ⅳ章 子ども・子育て支援に関する課題

■課題－１ 持続可能性に配慮した適正なサービス水準の確保

本市の子どもの人数は減少傾向を示していますが、全国的に少子化傾向となる中で、当面この傾向は続くと考えられます。一方、行政においては、人口減少や高齢化の中で、税収の減少や扶助費の増加が考えられることから、本計画では、魅力ある子育て支援環境の創出という視点も有しつつ、子育て支援サービスについて、持続可能性についても配慮し、適正な施設量とサービス内容を検討するとともに、施設の多面的利用についても検討する必要があります。

- 子どもの減少に対応した適正なサービス水準の検討
- 持続可能性を考慮した適正な子育て支援サービスの検討

■課題－２ 多様化するニーズへの対応

核家族や共働き世帯の増加、労働時間の多様化等により、子育て支援に対する保護者のニーズは多様化しています。今回実施したニーズ調査では、特に保育や預かりに関するニーズの多さが把握されています。一方で、サービスを提供しているものの、認知度や利用頻度が少ない事業もあることから、保護者のニーズについては、必要な時に必要なサービスが受けられる環境を整備しつつ、サービス内容については、真に必要な子育てサービスについて精査する必要があります。

- 保護者の働き方、ライフスタイルに対応できるサービス内容の検討
- 子どもの居住地の偏在に対応したサービス提供方法の検討
- 提供するサービスの重みづけの検討

■課題－３ 地域特性等を生かした魅力ある子育て環境の創出

子育てに対する支援は、人口減少に対する施策としても重要であり、その善し悪しが若年層の居住動機ともなっており、市町村の独自性ととも、財政支出による経済的支援を充実する市町村もみられます。そのため、子育てに対する支援について、「子どもを育てることへの支援」という視点だけでなく、子どもの成長を取り巻く「子育て環境」という視点に立ち、三世帯居住や自然環境等、本市の特性を生かした子育て環境を創出する必要があります。

- 家族ぐるみ、地域ぐるみで、子どもを育てる環境の検討
- 子どもの安全を確保する環境の創出
- 子どもの成長と親の成長を支援する環境の創出

第V章 子ども・子育て支援に関する基本方針

1. 計画策定の前提条件

○子育て・教育を行うのは一義的には家庭であることを認識する

子育て支援は不可欠な施策ですが、子どもの成長や教育に関わるのは、第一に家庭であることを認識し、保護者や家庭が必要とする支援内容を見極めます。

○市としての基本的なスタンスを明確にする

子育て支援に関する施策は多分野にわたりますが、子育て支援の目的や行政としての持続可能性等を考慮した施策を構築します。

○移住・定住支援との連携を確保する

子育て支援は、保護者の支援や子どもの健全な成長を支える施策であることから、人口減少が課題となる中で、地域振興の視点から移住・定住施策との連携を図ります。

○地域や親同士の交流を確保する

子どもの成長を地域ぐるみで支援する環境を創出するとともに、保護者同士の交流促進を図り、子育てを通じて地域やコミュニティとの関係創出を促進します。

2. 子ども・子育てに対する視点

○親や家庭が必要とする「子育て支援」を行うこと 【子育て支援のあり方の視点】

→全ての面での支援が望ましいですが、働き方の変化とともに、施策の持続性や地域性を考慮して、本市で子育てする層が必要とする「子育て支援」を精査します。

○子どもの幸せと親のニーズの調和をとること 【子どもの視点】

→保育・預かりサービスは、親にとっては「便利なサービス」だが、子どもの成長や幸せを推し量ることも必要です。

○保育の必要性和施設量の均衡を確保すること 【持続性の視点】

→子育て支援サービスの持続性を確保するため、将来の需要も見極めながら、適正量を想定します。

○在宅や三世代での育児に対する支援を行うこと 【かすみがうら市の特性の視点】

→在宅で子育てをする親、三世代で子育てをする親を支援するため、ニーズの見極めを行います。

○子育てしやすい環境づくりを進めること 【地域づくりの視点】

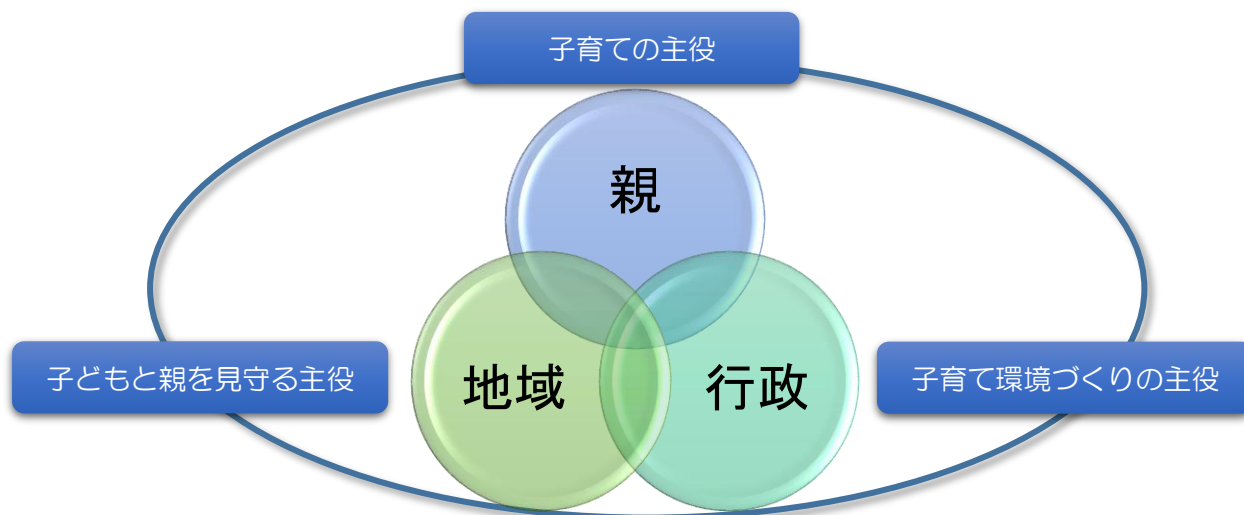
→暮らしの中での子どもの安全、親にとっての子育てと仕事の両立や暮らしの利便性等を確保します。

3. 計画の基本理念と目標

本計画の基本理念については、子育てに関する「個別の支援施策」の充実を図る一方で、子育てを通じて、子どもと親と一緒に成長していくための環境づくりを、親、地域、行政がそれぞれの責務を認識しながら連携して取り組むこととし、基本理念を以下のように設定します。

基本理念：子育ての思い出を紡ぐ舞台づくり

～子育てが良い思い出になる環境づくり～



基本理念を踏まえ、個別施策の要諦となる目標を以下のように設定します。

■目標－1 子どもの発達・成長を支える質の高い教育・保育の提供

子ども・子育て支援の目的は、未来を担う乳幼児・児童に対する教育・保育の保障ですが、本市の状況を考慮すると、サービスの提供量は十分対応可能と考えられることから、既存施設の活用を基本としつつ、子どもの心身の発達段階に応じた、質の高い教育・保育の提供を目指します。

■目標－2 子どもと親の成長を支援する切れ目のない支援の提供

子どもの教育・保育は、一義的には親の責務であり、地域や行政は、必要な支援を行うことが基本となります。そのため、子どもだけでなく親としての成長も促しながら、安心して子育てができるよう切れ目のない支援の提供を目指します。

■目標－3 かすみがうら市の資源を生かした子育て環境の創出

人口減少が課題となる中で、子ども・子育て環境の充実は、子どもや保護者に対する支援だけでなく、地域づくりの視点からも重要な施策となっています。そのため、地方創生における若年層の移住・定住を促進する施策と連携しながら、「子育て環境」が移住・定住の動機になるよう、「子育てを楽しむことができるかすみがうら市」づくりを目指します。

4. 教育・保育提供区域

本市における教育・保育の提供区域は、市全体を1区域として設定しますが、ニーズ調査において、市中央部に位置し市街地となっている中部（稲吉）地区と、農村部となっている西部（千代田）地区、東部（霞ヶ浦）地区における家族構成等が異なることが指摘されているとともに、子育て支援施設の整備状況等も異なることから、現在進められている保健・福祉事業等を考慮しながら、地域特性を考慮した施策を展開することとします。

表－教育・保育提供区域

提供区域	給付及び子ども・子育て支援法による事業		
市全体	教育・保育給付	施設型給付	保育所（園）・認定こども園
		地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	
		② 地域子育て支援拠点事業	
		③ 時間外保育（延長保育）	
		④ 子育て短期支援事業	
		⑤ 一時預かり事業	
		⑥ 病児・病後児保育事業	
		⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
		⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
		⑨ 妊婦健康診査	
		⑩ 乳児家庭全戸訪問事業	
		⑪－1 養育支援訪問事業	
⑪－2 要支援・要保護児童支援事業			
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業			
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			

第Ⅵ章 施策の展開

1. 施策分野と体系の設定

目標－1 子どもの発達・成長を支える質の高い教育・保育の提供

○子育て支援や子どもの成長を支える基盤となる教育・保育施設等、子育て支援や相談体制の充実を図り、質の高いサービスを提供する施策を実施します。

■施策1－1 子育てに関する相談・支援体制の充実

■施策1－2 適正な教育・保育施設の確保

■施策1－3 子育て支援施設の充実

■施策1－4 子どもが安心して活動できる場所の整備

■施策1－5 障害児に対する支援の充実

■施策1－6 外国につながる幼児への支援・配慮

■施策1－7 幼児教育・保育等の質の確保と向上

目標－2 子どもと親の成長を支援する切れ目のない支援の提供

○子どもの成長を支援するため、働き方や家族構成等の多様化によるライフスタイルの変化に対応した支援を行います。

■施策2－1 格差のない教育機会の確保

■施策2－2 子育てに対する経済的支援の充実

■施策2－3 安心して妊娠・出産できる環境づくり

■施策2－4 母子の健康を守る保健事業の充実

■施策2－5 子ども医療の充実

■施策2－6 子育て世代が働く環境の整備

■施策2－7 地域ぐるみで子どもを見守る体制づくり

目標－3 かすみがうら市の資源を生かした子育て環境の創出

○かすみがうら市の地域資源を生かした子育て環境づくりに取り組むため、教育・保育だけでなく、関連部署との連携による、安全・安心な子育て環境を創出します。

■施策3－1 子どもの安全確保に対する取り組みの強化

■施策3－2 地域資源に触れる教育・保育の充実

■施策3－3 世代交流を促進する機会の充実

■施策3－4 地域における子育て体制の再構築

2. 個別施策の展開

目標－1 子どもの発達・成長を支える質の高い教育・保育の提供

子育て支援や子どもの成長を支える基盤となる教育・保育環境について、これまでの取り組みをもとに、ニーズを見極めた適切かつ質の高いサービスを提供します。なお、これらの実施においては、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保についても必要な措置を検討することとします。

施策1－1 子育てに関する相談・支援体制の充実

子育てに対する不安や各種相談等に対応するとともに、子どもの成長を支える保健・指導について一層の充実を図ります。

名 称	概 要	備 考
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行います。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
子育て世代包括支援センター	母子健康手帳の交付から面談、訪問等を通じ、妊産婦からその家族に至るまでのサポートを行うとともに、産後訪問、各種健診へと切れ目のないきめ細やかな支援を行います。また、子どもの発達に心配のある方についても相談に応じ、関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者の交流の場を設け、子育ての相談、情報の提供、助言等を行います。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
子育てサポーターの育成	子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽な相談やきめ細やかなアドバイス等を行う「子育てサポーター」の育成を図ります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
子育てボランティア活動への支援	子育てサークル活動のサポートや、イベント開催時等の保育スタッフ、児童館などで特技を生かした遊びの指導、絵本の読み聞かせなどの活動を支援します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
子育てネットワーク	市内で自主的に活動している組織・団体等が連携し、ともに支え合うネットワークを構築し、地域に根ざした活動の活発化を図ります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
インターネット等による子育て情報の提供	子育て支援に関する情報を、インターネット（市ホームページ、かすみっ湖）を通じて分かりやすく提供します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
子育て支援ガイドブックの配布	年齢に応じた発育の目安や子育て情報を掲載したガイドブックを作成・配布します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
ブックスタート事業	子どもと保護者が絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけづくりのため、絵本やアドバイス集を配布します（4ヶ月児健診時）。	<input type="checkbox"/> 生涯学習課 (図書館)

施策 1-2 適正な教育・保育施設の確保

子どもの保育や教育についてのニーズに対応するため、市内の教育・保育施設について適正量を確保するとともに、必要に応じて周辺自治体との連携を検討します。なお、幼児教育・保育の無償化の実施に対応するため、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に取り組めます。

名 称	概 要	備 考
時間外保育 (延長保育)	保育所(園)等で、通常の利用時間以外の時間に、保育を行います。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、児童養護施設等で必要な保護を行います。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
一時預かり事業	乳幼児を認定子ども園で一時的に預かります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
一時預かり事業 (在園児以外)	一時的に家庭で保育を行うことが困難となった乳幼児を、昼間は保育所(園)、認定こども園で一時的に預かります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の保護者が、子どもの預かり等を希望する際に利用する事業(ファミリー・サポート・センター)です。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に、放課後の居場所を提供します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
放課後子ども教室	学校等を活用し、学校・家庭・地域の連携協力による子どもの放課後の安心安全な場所の確保と学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。	<input type="checkbox"/> 生涯学習課
多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進を図るため、調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課

施策 1-3 子育て支援施設の充実

これまでよりも身近な地域で、子育て世代同士が集まることができるとともに、子どものあそび・学びの場となる子育て支援拠点の充実を図ります。

名 称	概 要	備 考
ウエルネスプラザの活用	保健センターで行っている保健事業に加え、子育て支援に関する各種サービス等を提供する施設です。母子の健康や子育てに関する様々な支援を行う窓口・拠点として、指定管理者の自主事業の提案を受けながら、サービスの充実を図ります。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
やまゆり館の活用	子育てを支援するとともに、世代間交流を促進する施設として、サービス内容の充実に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 社会福祉課
霞ヶ浦保健センターの活用	保健センター機能のウエルネスプラザへの移転に伴い、施設の新たな活用策について検討します。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課

図ーウエルネスプラザの整備イメージ



【ウエルネスプラザの機能】

多様化する保健福祉のニーズに対応するため、旧小学校の機能を生かしながら、保健・福祉に対する機能を中心に、市内に分散配置となっている機能を集約し、様々なコミュニティ形成を図る事業や母子保健型利用者支援事業を展開します。

施策 1-4 子どもが安心して活動できる場所の整備

安全な環境で子ども同士（親子）が活動できる機会を創出するため、屋外や屋内での活動の場の整備を検討します。

名称	概要	備考
やまゆり館の活用 (再掲)	子育てを支援するとともに、世代間交流を促進する施設として、サービス内容の充実に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 社会福祉課
暮らしの場における 公園の整備	子どもの外遊びの場、子育て世代の情報交換の場として、新たな公園整備を検討します。	<input type="checkbox"/> 都市整備課
地域資源を生かした 公園の整備	水辺や森林等、本市の地域資源を生かした広場や自然とふれあえる公園等の環境維持、利用促進に努めます。	<input type="checkbox"/> 観光商工課

施策 1-5 障害児に対する支援の充実

障害児の社会参加と自立を促進するとともに、発達段階や障害の程度に応じた療育・教育環境の充実を図るため、障害児の保護者や学校と連携しながら、負担や不安の軽減、自立支援を行います。

名称	概要	備考
保育所等での障害児保育	職員の資質の向上や受け入れ体制の確保など、障害児保育の充実を図ります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
保育所等での保育支援相談	保育所等の巡回発達相談事業を展開し、児童の発達・発達や健康に関する個別相談に応じ、児童の健全な発達・発達を支援するとともに関係機関と連携を図りながら、早期からの支援体制づくりを図ります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
相談支援ファイルによる支援	乳幼児から成人期までの子どもたちの健やかな成長のため、一貫した支援に必要な情報を集約できるファイルを作成し、相談支援を行います。	<input type="checkbox"/> 学校教育課
障害児の支援ネットワーク	障害児を支援する支援ネットワークの構築を推進します。	<input type="checkbox"/> 社会福祉課
障害福祉サービス	障害児の日常生活を支え、自立を支援するため、在宅や日中活動、施設・居住系サービスの基盤整備を推進します。	<input type="checkbox"/> 社会福祉課
各種手当の支給	障害児福祉手当や在宅障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の各種手当を支給します。	<input type="checkbox"/> 社会福祉課

施策 1-6 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展等に伴って増加する外国人幼児や国際結婚の幼児等が、教育・保育施設や、本市の子ども・子育て支援制度を適切に利用できるよう、情報提供や相談体制の充実、施設に対する支援について検討します。

名 称	概 要	備 考
情報提供の充実	就学前の教育・保育についての情報提供を充実するため、外国語によるホームページやパンフレットの整備を検討します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課 <input type="checkbox"/> 市民協働課
相談体制の充実	窓口における相談体制の充実に向け、外国語対応の充実や必要な研修を行います。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
教育・保育施設に対する支援の充実	教育・保育施設における外国語対応を充実するため、現状把握を行うとともに、補助制度の活用についても検討します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課 <input type="checkbox"/> 学校教育課
多文化共生のまちづくりの推進	多文化共生に対する理解を深めるため、外国人市民との交流機会や交流の場の充実を図ります。	<input type="checkbox"/> 市民協働課

施策 1-7 幼児教育・保育等の質の確保と向上

幼児教育・保育の質の確保と向上を図るため、子ども・子育て会議での協議や意見を踏まえながら、就学前教育・保育と小学校との連携、教育・保育を担う人材の資質や就業環境の向上、教育・保育施設の指導監督、評価等を進めます。

名 称	概 要	備 考
就学前教育・保育と小学校との連携	小学校への円滑な接続を確保するため、保護者に対する啓発や小学校児童との交流活動、教育・保育施設と小学校の教諭、保育士の交流機会の充実を図ります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課 <input type="checkbox"/> 学校教育課
教育・保育を担う人材の資質や就業環境の向上	幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、園内研修の支援、職階・役割に応じた研修、公私・施設類型を超えた合同研修、分野別研修等の実施を検討するとともに、処遇改善や労働環境の整備・改善に向けた専門家の活用、キャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
教育・保育施設の指導監督、評価	教育・保育施設に対し、茨城県と連携を図りながら、指導監督、評価の実施を検討するとともに、施設の評価についても検討します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
幼児教育アドバイザーの育成・配置	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育アドバイザーの育成・配置について検討します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課

目標－２ 子どもと親の成長を支援する切れ目のない支援の提供

子どもの成長を支援するため、子どもに対する支援とともに、保護者の働き方や家族構成等の多様化に対応しつつ、子育てをする親の不安を取り除くだけでなく、子育てを学べる環境づくりに向けた支援を行います。

施策２－１ 格差のない教育機会の確保

近年問題になっている経済格差に対応するとともに、本市の特性を考慮し、子どもの成長に必要な学びが均しく受けられるよう、関係部署と連携しながら必要な施策を講じます。

名称	概要	備考
特色ある教育の実施	本市の特性を生かした学習・教育プログラムを展開し、子どもの個性を伸ばし、将来の本市の発展に寄与する人材を育成します。	<input type="checkbox"/> 学校教育課
生活困窮者学習・生活支援事業	生活保護及び準要保護世帯の中学生を対象に、学習支援、居場所の提供、家庭訪問等を実施します。	<input type="checkbox"/> 社会福祉課



施策 2-2 子育てに対する経済的支援の充実

子育てに関する経済的負担を低減するため、国や県の施策に基づき、必要な支援を実施する他、子育て層の移住・定住促進や子供の貧困対策に関する大綱を考慮した施策を推進します。

名 称	概 要	備 考
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
児童手当	国の制度に基づき、子育て家庭に対して手当を支給します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
医療福祉制度	妊産婦や小児（0歳～高校3年生）、母子・父子家庭等が医療機関に係った場合に医療費の一部を助成します。 ※高校3年生は入院のみ	<input type="checkbox"/> 国保年金課
チャイルドシート貸出制度	自動車に乗車する乳幼児の安全確保を図るため、チャイルドシートを貸し出すことによって、利用しやすい環境と子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
就学支援事業 （要・準要保護就学援助費）	家庭の事情により就学が困難な児童生徒に対し、学校生活に必要な費用の援助を行い保護者の負担軽減を図ります。	<input type="checkbox"/> 学校教育課
就学支援事業 （特別支援就学援助費）	知的・情緒・言語などの障害により特別支援学級に転入・進級する児童生徒に対し、学校生活に必要な費用の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。	<input type="checkbox"/> 学校教育課
ひとり親家庭への 総合相談	ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、関連機関との連携のもと、子育ての相談や、必要な技術を身に付けるための相談や雇用情報の提供を図ります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
ひとり親家庭への 経済支援	18歳未満の「児童」を監護しているひとり親家庭に対して児童扶養手当を支給します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父の就職の際の有利性、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、制度に基づいて給付金を支給します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
各種資金貸付制度の利用促進	ひとり親家庭等の自立を支援するため、県で実施している資金貸付け制度の利用を促進します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課

施策 2-3 安心して妊娠・出産できる環境づくり

安心して子どもを生み育てられる環境を創出するため、妊娠から出産において必要な医療サービスの提供について充実を図るとともに、相談体制の一層の充実に取り組みます。

名 称	概 要	備 考
乳児家庭全戸訪問事業	乳児（生後4ヶ月まで）のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や保育環境等の確認を行います。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
不妊治療費助成事業	不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
母子健康手帳の交付	母子の健康管理を行うため母子健康手帳を交付するとともに、各種情報提供を行います。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
母子保健型利用者支援事業	妊娠期から子育て期に渡るまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供します。 専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定します。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
妊婦教室 ・マザークラス （母親学級） ・ウェルカムベビークラス （両親学級）	初めて出産を迎える妊婦と夫に対し、妊娠・分娩・育児等に関する知識と助言を与え、不安や悩みの解消に努めるとともに、離乳食や沐浴指導等を通じ、育児の楽しみを実感できる機会を提供します。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
妊産婦訪問指導	産前・産後に家庭訪問し、妊娠、出産、育児に伴う知識の普及及び不安解消に努めます。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
育児相談	乳児の養育及び健康管理に必要な知識の普及を図るとともに、各健診児のフォローを行うとともに、子育ての振り返りや仲間づくりの場として、親同士の交流を促進します。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
幼児の発育・発達相談	発達に不安がある幼児の親に対し、子ども家庭課や保育所（園）と連携しながら相談指導を行い、親の不安軽減と幼児の健全な発達を促します。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課 （にこにこ教室）

施策 2-4 母子の健康を守る保健事業の充実

母子の健康を守るとともに、子どもの健全な成長を支援するため、妊娠～出産期における健診の支援や、乳幼児健診、予防接種等の充実に取り組みます。

名 称	概 要	備 考
妊産婦健康診査	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、医療機関等における受診体制の確保を図ります。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
乳幼児健康診査	異常の早期発見及び育児不安の解消の場として実施します。健康診査の未受診者には電話や訪問で受診を促進していきます。また、健康診査時には、ブックスタート事業や親子ふれあい遊び、歯科健診等を実施していきます。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課(図書館)
予防接種	乳幼児及び小学校の疾病予防や地域における感染症予防に向け、医療機関に委託して実施します。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
地域保健福祉関係機関との連携	産後うつや虐待、障害児とその保護者など、地域での継続的な支援が必要な子育て家庭の把握に努め、関係機関で事例検討を行うなど、地域全体で母子の健康の確保を図ります。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課

施策 2-5 子ども医療の充実

小児医療をはじめ、初期救急や夜間・休日医療等、子どもに関する医療体制の充実を図ります。

名 称	概 要	備 考
医療福祉制度 (再掲)	妊産婦や小児(0歳～高校3年生)、母子・父子家庭等が医療機関に係った場合に医療費の一部を助成します。 ※高校3年生は入院のみ	<input type="checkbox"/> 国保年金課
初期救急医療、二次救急医療の充実強化	休日及び夜間における救急医療体制の確保・充実に努めます。	<input type="checkbox"/> 健康づくり増進課

施策 2-6 子育て世代が働く環境の整備

増加する共働き世帯への対応や、男女共同参画の推進を図るため、預かり保育等の充実を図るとともに、関係部署と連携しながら、就業支援に取り組みます。

名 称	概 要	備 考
男女共同参画社会の実現	子どもの頃から男女共同参画の意識を育み、一人ひとりが自立し個性と能力を発揮できるよう、子どもたちへの意識啓発活動を実施します。	<input type="checkbox"/> 市民協働課
職場環境整備	労働に対する法律・制度の周知、雇用・労働環境整備に関する情報の収集・提供を行い、育児休業制度取得等の促進及び意識啓発を図ります。	<input type="checkbox"/> 観光商工課
育児・子育てに係る相談	関係機関と連携し、育児や子育て等にかかる相談・支援体制の充実を図ります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課 <input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
保育サービス (再掲)	仕事等で保育を必要とする家庭への子ども乳児保育・障害児保育・延長保育・一時預かり保育等の保育サービスを提供します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
放課後児童健全育成事業(再掲) (放課後児童クラブ)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に、放課後の居場所を提供します。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課



施策 2-7 地域ぐるみで子どもを見守る体制づくり

子どもの健全な成長を支援するとともに、日常生活での安全確保や虐待防止を図るため、子どもや子どものいる家庭に対する見守りの充実を図ります。

名称	概要	備考
要支援・要保護児童 支援事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や協議会構成員（関係機関）の専門性強化と、関係機関間の連携強化を図ります。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
放課後子ども教室 （再掲）	学校等を活用し、学校・家庭・地域の連携協力による子どもの放課後の安心安全な場所の確保と学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。	<input type="checkbox"/> 生涯学習課
虐待防止	虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実するとともに、児童虐待防止法の周知に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 子ども家庭課
虐待相談	子どもの健やかな成長のため、家庭や学校、専門家等と連携しながら、児童福祉に関する家庭児童相談員など専門の相談員が0歳～18歳までの様々な相談に応じます。	<input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 子ども家庭課
地域ケアシステム	支援を必要とする全ての方々に対して、地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等による在宅ケアチームを編成し、本人及び家族全体の生活支援を行います。	<input type="checkbox"/> 介護長寿課



目標－3 かすみがうら市の資源を生かした子育て環境の創出

教育・保育だけでなく、関係部署との連携による総合的な取り組みを促進し、本市の地域特性や地域資源を生かした魅力ある子育て環境づくりに取り組むとともに、本市での子育ての想い出づくりを支援します。

施策3－1 子どもの安全確保に対する取り組みの強化

通学路や幹線道路等における交通事故防止の取り組みについて、一層の充実を図るとともに、身近な地域における安全環境の充実を図ります。

名称	概要	備考
公共施設、建築物等のバリアフリー化	市役所、保健センター、地域福祉センターやまゆり館等の子育て家庭の利用が多い公共施設については、ベビーベッドや小児用トイレの設置など、利用環境の向上を図ります。 また、新バリアフリー法を踏まえた民間施設整備の助言に努めます。	<input type="checkbox"/> 検査管財課 <input type="checkbox"/> 社会福祉課 <input type="checkbox"/> 都市整備課 <input type="checkbox"/> 健康づくり増進課
歩道の整備及び安全管理	安全に通行できる歩道の確保等、道路環境整備に努めます。	<input type="checkbox"/> 都市整備課 <input type="checkbox"/> 道路課
公園管理の適正化	日常的な憩いの場、コミュニティ活動の場として、ふれあい広場や自然とふれあえる公園（水辺・森林公園）等の適正な維持管理、利用促進に努めます。また、地域の協力を得ながら、既存公園の安全管理に努めます。	<input type="checkbox"/> 都市整備課 <input type="checkbox"/> 観光商工課
公共交通機関の充実	公共交通による移動手段を確保するため、市地域公共交通会議と連携を図りながら、より良い運行体系の構築に努めます。	<input type="checkbox"/> 政策経営課
交通安全教室	保育所（園）・認定子ども園・学校等において交通安全教室を開催します。また、交通安全教室を生かして日常の保育や教育にも交通安全を取り入れ、交通安全への意識の啓発に努めます。	<input type="checkbox"/> 生活環境課 <input type="checkbox"/> 学校教育課
交通安全運動	小中学校等の周辺通学路の安全点検活動を実施するとともに、PTA等の街頭指導、警察署による指導活動など、地域と行政がともに交通安全活動に取り組めます。	<input type="checkbox"/> 生活環境課 <input type="checkbox"/> 学校教育課
こどもを守る110番の家	地域社会で子どもの安全を確保するため、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、こどもを守る110番の家の確保を図ります。	<input type="checkbox"/> 学校教育課

名 称	概 要	備 考
防犯・防災対策の充実	地域の各種団体の協力を得て防犯組織を設置し、通学路や市内パトロールなど地域での安全対策や見守り活動を推進します。 また、各小中学校では危機管理マニュアルを作成し、日常的に校舎内外の防犯・防災体制の強化に努めます。一方、地域においても、自主防災組織づくり等、地域の防災力の充実を図ります。	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 生活環境課 <input type="checkbox"/> 学校教育課

施策 3-2 地域資源に触れる教育・保育の充実

霞ヶ浦や筑波山系の自然環境等の本市の地域資源を生かした教育・保育事業の充実を図り、子どもを通じて、親世代も本市の魅力に触れる機会を創出します。

名 称	概 要	備 考
地域の魅力（良さ）を伝える出前授業	地域の歴史資源や自然資源を理解する機会として、各種講座の開催等を行います。	<input type="checkbox"/> 生涯学習課
まちの未来を考えるワークショップ	地域を理解する機会を提供するため、「子供ミライ学習」として、地域産業との連携やふるさと教育の充実を図ります。	<input type="checkbox"/> 学校教育課
地場産品や歴史文化を題材としたキャリア教育	地域の農産物等を使った特産品開発を通じて、地域の産業やキャリア形成に対する関心を高めるため、企業と連携した取り組みを行います。	<input type="checkbox"/> 学校教育課

施策 3-3 世代交流を促進する機会の充実

地域や家庭における、世代間交流を創出する機会の充実を図るため、関連施策と連携を図りながら、教育・保育や地域において異なる世代と触れあう機会の創出に取り組みます。

名 称	概 要	備 考
非行防止と健全育成の推進	青少年の健全な育成を図るため、地域住民によるパトロールの強化、土曜日・放課後等の地域による学習支援に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 生涯学習課
コミュニティ活動の充実	地域コミュニティの活性化を図るため、公民館を拠点とする活動の活性化を促進します。	<input type="checkbox"/> 市民協働課

施策 3-4 地域における子育て体制の再構築

小学校の統廃合や集落部の人口減少に伴い、それまで形成されてきた、地域のPTA活動や子どもの見守り等に対する体制が変化していることから、学校と地域との連携体制の再構築を行い、子どもの登下校や校外活動、子ども会活動等に対して支援する体制の充実を図り、地域の教育力を高め、地域で子どもを育てる環境づくりを行います。

名 称	概 要	備 考
非行防止と健全育成の推進（再掲）	青少年の健全な育成を図るため、地域住民によるパトロールの強化、土曜日・放課後等の地域による学習支援に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 生涯学習課
学校と地域の連携体制の強化	学校と地域が連携して、子どもの成長を見守る体制を構築するため、学校の統廃合と連携しながら、PTA活動や子ども会活動等の充実について検討を行います。	<input type="checkbox"/> 市民協働課



3. 子ども・子育て支援事業計画

(1) 市町村主体で実施する事業の全体構成

表ー子ども・子育て支援法による給付・事業の全体構成（市町村主体）

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業（13事業）
教育・保育給付	<ul style="list-style-type: none"> ■施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> □認定こども園 （幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設） □幼稚園 □保育所（園）（定員20人以上） ■地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> □小規模保育 （利用定員6人以上19人以下） □家庭的保育（利用定員5人以下） □居宅訪問型保育（ベビーシッター） □事業所内保育 （主に従業員のほか、地域において保育を必要とする子ども） 	<ul style="list-style-type: none"> □利用者支援事業 □地域子育て支援拠点事業 □時間外保育事業（延長保育） □子育て短期支援事業（ショートステイ） □一時預かり事業 □病児・病後児保育事業 □子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター） □放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） □妊婦健康診査事業 □乳児家庭全戸訪問事業 □養育支援訪問事業、要支援・要保護児童支援事業 □実費徴収に係る補足事業を行う事業 （日用品、文房具、遠足代など助成） □多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間事業者制度）
現金給付	<ul style="list-style-type: none"> ■児童手当 	

※企業主導型保育は、国主体の仕事・子育て両立支援事業

(2) 児童数の推計

計画期間内における児童数の推計は、下表のとおりであり、18歳未満の児童・生徒数は減少傾向を示すと推計されることから、現在の施設を維持・活用することで、適正なサービスの維持を図ることを基本とします。

表一 児童・生徒数の推移

年 齢	推計人口				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	235人	233人	231人	231人	231人
1歳児	259人	257人	255人	255人	254人
2歳児	259人	254人	252人	252人	251人
3歳児	261人	256人	254人	254人	253人
4歳児	265人	257人	255人	255人	255人
5歳児	272人	263人	255人	248人	240人
0～5歳計	1,551人	1,520人	1,502人	1,495人	1,484人
対令和2年比	—	0.98	0.97	0.96	0.96
6歳児(小1)	290人	278人	270人	262人	253人
7歳児(小2)	285人	275人	267人	259人	251人
8歳児(小3)	289人	276人	268人	261人	252人
9歳児(小4)	286人	276人	268人	260人	251人
10歳児(小5)	335人	326人	313人	300人	287人
11歳児(小6)	353人	339人	326人	312人	298人
6～11歳計	1,838人	1,770人	1,712人	1,654人	1,592人
対令和2年比	—	0.96	0.93	0.90	0.87
12歳	371人	363人	362人	361人	359人
13歳	381人	375人	374人	373人	371人
14歳	387人	377人	376人	374人	372人
15歳	407人	396人	395人	393人	390人
16歳	385人	378人	377人	376人	374人
17歳	419人	404人	391人	378人	365人
12～17歳計	2,350人	2,293人	2,275人	2,255人	2,231人
対令和2年比	—	0.98	0.97	0.96	0.95
0～17歳合計	5,739人	5,583人	5,489人	5,404人	5,307人

※国勢調査からコーホート変化率法により算出

(3) 本市の教育・保育施設の状況

本市の教育・保育施設は、令和2年度から、美並未来みなみ保育園が認定こども園に移行（(仮称)美並未来みなみこども園）することに伴い、保育所（園）が7施設、認定こども園が3施設、小規模保育施設が1施設となり、教育・保育施設の認可定員は1,512人、利用定員は1,305人となります。

表一 令和2年度からの市内の教育・保育施設一覧

施設の概要			定員数											
累計	法人名	施設名(事業所名)	認可定員	利用定員	利用定員 (1号)	利用定員 (2・3号)	利用定員(2号)				利用定員(3号)			
			施設合計	施設合計	計	計	小計	3歳	4歳	5歳	小計	0歳	1歳	2歳
保育所	市	第一保育所	100	50	0	50	38	12	13	13	12	0	6	6
保育所	市	やまゆり保育所	230	130	0	130	70	20	25	25	60	20	20	20
保育所	市	わかぐり保育所	120	120	0	120	85	25	25	35	35	0	13	22
保育所	(福)聖隷会	のぞみ保育園	110	110	0	110	66	22	22	22	44	10	12	22
保育所	(福)聖隷会	霞ヶ浦保育園	110	110	0	110	65	21	22	22	45	10	14	21
保育所	(福)廣山会	ブルミっこ保育園	150	150	0	150	84	28	28	28	66	18	24	24
保育所	(学)沼田学園	千代田保育園	164	164	0	164	90	30	30	30	74	20	26	28
保育所計			984	834	0	834	498	158	165	175	336	78	115	143
認定こども園	(福)聖朋会	(仮称)美並未来みなみこども園	135	135	15	120	72	24	24	24	48	8	18	22
幼保連携型認定こども園	(学)狩野学園	神立幼稚園	195	195	95	100	54	18	18	18	46	6	16	24
幼稚園型認定こども園	(学)たけより学園	くりのみ自然幼稚園	192	135	105	30	24	8	8	8	6	0	0	6
認定こども園計			522	465	215	250	150	50	50	50	100	14	34	52
小規模保育	(株)M. World	キッズランドなないろしもいなよし園	6	6	0	6	0	0	0	0	6	2	2	2
合計			1,512	1,305	215	1,090	648	208	215	225	442	94	151	197

※美並未来みなみ保育園: 令和2年度から幼稚園(15名)、保育(120名)に変更となり、名称も(仮称)美並未来みなみこども園に変更

[参考一 認定区分]

1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の認定を受けた就学前子ども
2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
3号認定子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

(4) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

教育・保育施設の量の見込みについては、前項の将来人口推計から、次ページのように推計します。児童・生徒数が減少傾向であることから、基本的には既存施設で対応することとします。

表－教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

(単位：人)

年度	区分 内容		1号	2号		3号		備考
				幼稚園 利用	左記 以外	0歳	1・2歳	
令和2年度	推計児童数		798			235	518	
	量の見込み(①)		128	20	626	59	337	
	確保の方策 (②)	特定教育・保育施設	215	20	628	92	344	
		特定地域型保育事業	0	0	0	2	4	
		広域利用(市外幼稚園等)	0	0	0	0	0	
②-①		87	0	2	35	11		
令和3年度	推計児童数		776			233	511	
	量の見込み(①)		124	19	608	58	332	
	確保の方策 (②)	特定教育・保育施設	215	20	628	92	344	
		特定地域型保育事業	0	0	0	2	4	
		広域利用(市外幼稚園等)	0	0	0	0	0	
②-①		91	1	20	36	16		
令和4年度	推計児童数		764			231	507	
	量の見込み(①)		122	19	600	58	330	
	確保の方策 (②)	特定教育・保育施設	215	20	628	92	344	
		特定地域型保育事業	0	0	0	2	4	
		広域利用(市外幼稚園等)	0	0	0	0	0	
②-①		93	1	28	36	18		
令和5年度	推計児童数		757			231	507	
	量の見込み(①)		121	18	594	58	330	
	確保の方策 (②)	特定教育・保育施設	215	20	628	92	344	
		特定地域型保育事業	0	0	0	2	4	
		広域利用(市外幼稚園等)	0	0	0	0	0	
②-①		94	2	34	36	18		
令和6年度	推計児童数		748			231	505	
	量の見込み(①)		120	18	587	58	328	
	確保の方策 (②)	特定教育・保育施設	215	20	628	92	344	
		特定地域型保育事業	0	0	0	2	4	
		広域利用(市外幼稚園等)	0	0	0	0	0	
②-①		95	2	41	36	20		

(5) 量の見込みと確保の方策

①利用者支援事業 対象：子どもの保護者（主に就学前児童保護者）

保護者や妊娠している方が、教育・保育、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう相談支援等を行うため、子ども家庭課に窓口を設置しています。なお、母子保健型についてはウエルネスプラザで実施することとします。

①利用者支援事業 ①-1 基本型・特定型	内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対象
	量の見込み(ヶ所)	1	1	1	1	1	
確保の方策	提供体制(ヶ所)	1	1	1	1	1	子どもの保護者 (主に就学前児童保護者)
	確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0	

①利用者支援事業 ①-2 母子保健型	内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対象
	量の見込み(ヶ所)	1	1	1	1	1	
確保の方策	提供体制(ヶ所)	1	1	1	1	1	妊産婦等
	確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0	

②地域子育て支援拠点事業 対象：0歳～2歳

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業で、本市では7施設でサービスを提供します。

②地域子育て支援拠点事業	内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対象	
	量の見込み(人回/月)	2,973	2,937	2,914	2,914	2,906		
	確保の方策	提供体制(ヶ所)	7	7	7	7		7
		利用者数(人回/月)	2,973	2,937	2,914	2,914		2,906
確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0			

■実施施設

地域福祉センターやまゆり館 のぞみ地域子育て支援センター みなみ子育て支援クラブ
霞ヶ浦保育園子育て支援センター プルミっこ保育園子育て支援センター
神立幼稚園びよびよ子育て支援クラブ くりのみ地域子育て園

③時間外保育事業（延長保育） 対象：0歳～5歳

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業で、本市では10施設でサービスを提供します。

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対象	
	③時間外保育事業 (延長保育)						
量の見込み(人/年)	424	415	410	408	405		
確保の方策	提供体制(ヶ所)	10	10	10	10	10	
	利用者数(人)	424	415	410	408	405	
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0		

<p>■実施施設 第一保育所 やまゆり保育所 わかぐり保育所 のぞみ保育園 霞ヶ浦保育園 (仮称)美並未来みなみこども園 プルミッコ保育園 千代田保育園 神立幼稚園 くりのみ自然幼稚園</p>
--

④子育て短期支援事業（ショートステイ） 対象：0歳～18歳未満

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業で、本市では、短期入所生活援助（ショートステイ）事業を5施設（県内児童養護施設3ヶ所、乳児院2ヶ所）で提供しています。

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対象	
	④子育て短期支援事業 (ショートステイ)						
量の見込み(人日/年)	76	75	74	74	73		
確保の方策	提供体制(ヶ所)	5	5	5	5	5	
	利用者数(人日)	76	75	74	74	73	
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0		

⑤一時預かり事業

⑤-1：幼稚園型 対象：3歳～5歳

幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて預かり保育を行う事業で、本市では2施設でサービスを提供します。

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対象	
	⑤一時預かり事業 ⑤-1 幼稚園型						
量の見込み (人日/年)	1号認定 利用者数 (人日)	660	642	632	626	618	
	2号認定 利用者数 (人日)	10,404	10,116	9,980	9,870	9,752	
確保の方策	提供体制(ヶ所)	3	3	3	3	3	
	利用者数(人日)	11,064	10,758	10,612	10,496	10,370	
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0		

<p>■実施施設 神立幼稚園 くりのみ自然幼稚園</p>
--

⑤-2：幼稚園型を除く 対象：0歳～5歳

幼稚園や認定こども園以外の施設で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業で、本市では保育所（園）のうち7施設でサービスを提供します。

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対象	
	⑤一時預かり事業 ⑤-2 幼稚園型を除く						
量の見込み(人日/年)	1,496	1,466	1,449	1,443	1,433	0～5歳	
確保の方策	提供体制(ヶ所)	7	7	7	7		7
	利用者数(人日)	1,496	1,466	1,449	1,443		1,433
確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0		

<p>■実施施設 第一保育所 やまゆり保育所 わかぐり保育所 のぞみ保育園 霞ヶ浦保育園 プルミッコ保育園 (仮称)美並未来みなみこども園</p>
--

⑥病児・病後児保育事業 対象：0歳～5歳

病気や病気の回復期にあり集団保育が困難な子どもが、保護者の都合などで家族で育児を行うことが困難な場合に、一時的に保育等を行う事業で、現在本市ではサービスの提供を行っていません。

今後も、共働き世帯の増加や働き方の多様化が進み、病児・病後児保育のニーズが高まると考えられることから、引き続きサービスの提供について検討を行います。

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対象
	⑥病児・病後児保育事業					
量の見込み(人日/年)	707	693	685	682	677	0～5歳
確保の方策	0	0	0	0	0	

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 対象：乳幼児、就学児

地域において『子育ての手助けをしてほしい方』と『子育てのお手伝いをしたい方』たちが会員となり、子育てが大変なときに支援し合う援助活動で、児童等（生後6ヶ月～小学校修了まで）の子どもの預かりを行います。本市では、あじさい館内に設置されていますが、次年度以降はウエルネスプラザでサービスの提供を行います。

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対象	
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)						
量の見込み(人日/年)	50	50	50	50	50	乳幼児 就学児	
確保の方策	提供体制(ヶ所)	1	1	1	1		1
	利用者数(人)	50	50	50	50		50
確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0		

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 対象：小学1年生～6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童のために、授業の終了後に小学校や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供する事業で、本市では25施設（令和元年10月現在）でサービスを提供します。

なお、将来的には、女性就業率の向上や「新・放課後子ども総合プラン」による放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用等への対応も必要となることから、ニーズ量を注視しながら必要な措置を講じることとします。

内容 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対象
	量の見込み(人)					
1年生(人)	145	145	148	150	152	小学1年生 ～6年生
2年生(人)	142	144	147	149	151	
3年生(人)	144	144	147	150	151	
4年生(人)	142	144	147	149	151	
5年生(人)	167	171	172	172	172	
6年生(人)	176	177	179	179	179	
確保の方策	提供体制(クラブ数)	25	25	25	25	25
	定員(人)	965	965	965	965	965
確保の方策—量の見込み	49	40	25	16	9	

表一放課後児童クラブ実施施設一覧

	名称	開所場所	対象学年
小学校	霞ヶ浦南小児童クラブ1	霞ヶ浦南小学校	1～6年生
	霞ヶ浦南小児童クラブ2	第一保育所	1～6年生
	霞ヶ浦南小児童クラブ3	第一保育所	1～6年生
	霞ヶ浦南小児童クラブ4	第一保育所	1～6年生
	霞ヶ浦北小児童クラブ1	霞ヶ浦北小学校	1～6年生
	霞ヶ浦北小児童クラブ2	霞ヶ浦北小学校	1～6年生
	霞ヶ浦北小児童クラブ3	霞ヶ浦北小学校	1～6年生
	志筑小児童クラブ	志筑小学校	1～6年生
	新治小児童クラブ	新治小学校	1～2年生
	七会小児童クラブ	七会小学校	1～6年生
	上佐谷小児童クラブ	上佐谷小学校	1～6年生
	下稲吉小児童クラブ1	下稲吉小学校	1～3年生
	下稲吉小児童クラブ2	下稲吉小学校	1～3年生
	下稲吉東小児童クラブ1	下稲吉東小学校	1～2年生
下稲吉東小児童クラブ2	下稲吉東小学校	1～2年生	
児童館	稲吉児童館児童クラブ	稲吉児童館	3～6年生
	大塚児童館児童クラブ	大塚児童館	4～6年生
	新治児童館児童クラブ	新治児童館	3～6年生
民間施設	児童クラブブルミッコ1	稲吉南 2-3-7	1～6年生
	児童クラブブルミッコ2	稲吉南 2-3-7	1～6年生
	児童クラブブルミッコ3	稲吉南 2-3-7	1～6年生
	メロディハウス児童クラブ1	下稲吉 2897	1～6年生
	メロディハウス児童クラブ2	下稲吉 2897	1～6年生
	みなみ児童クラブ1	上大堤 210-1	1～6年生
	みなみ児童クラブ2	上大堤 210-1	1～6年生

⑨妊婦健康診査事業 対象：すべての妊婦

妊娠中の母子の健康の保持と増進を図るため、妊婦が県内の医療機関で受診する妊婦健康診査の費用を一部助成する事業です。

内容 \ 年度	量の見込み					対象
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑨妊婦健康診査事業						
受診者数(人)	235	233	231	231	231	すべての妊婦
受診回数(人回/年)	3,290	3,262	3,234	3,234	3,234	

⑩乳児家庭全戸訪問事業 対象：生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や子育て環境の把握を行う事業です。

内容 \ 年度	量の見込み					対象
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑩乳児家庭全戸訪問事業						
訪問乳児数(人)	235	233	231	231	231	生後4ヶ月までの乳幼児のいる全ての家庭

⑪-1：養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む）

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を実施し、養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

内容 \ 年度	量の見込み					対象
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑪-1 養育支援訪問事業						
訪問人数(人)	10	10	10	10	10	養育支援が特に必要な家庭(妊産婦含む)

⑪-2：要支援・要保護児童支援事業

児童の健全な成長を支援するため、福祉、教育、保健医療、警察・司法等の機関の連携を確保するとともに、子どもや保護者の情報や考えを共有し、要保護児童（虐待を受けている子どもや、虐待を受けているのではないかと思われる子どもなど）の早期発見や適切な保護を図るため、下記の事業に取り組みます。

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるため、子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現に配慮しながら、必要な支援（相談支援、育児・家事援助等）を行います。

■要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図ります。

内容 \ 年度	量の見込み					対象
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
⑪-2 要支援 ・要保護児童支援事業						
要支援児童数(人)	20	20	20	20	20	
要保護児童数(人)	10	10	10	10	10	
要保護児童対策地域協議会の開催(回)	10	10	10	10	10	

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者を対象とした特定教育・保育施設等が徴収する保護者の実費負担部分（日用品、文房具、遠足代など）に係る補助について、第1期計画からの継続事業として、国の制度内容を鑑みながら適切な実施に取り組みます。

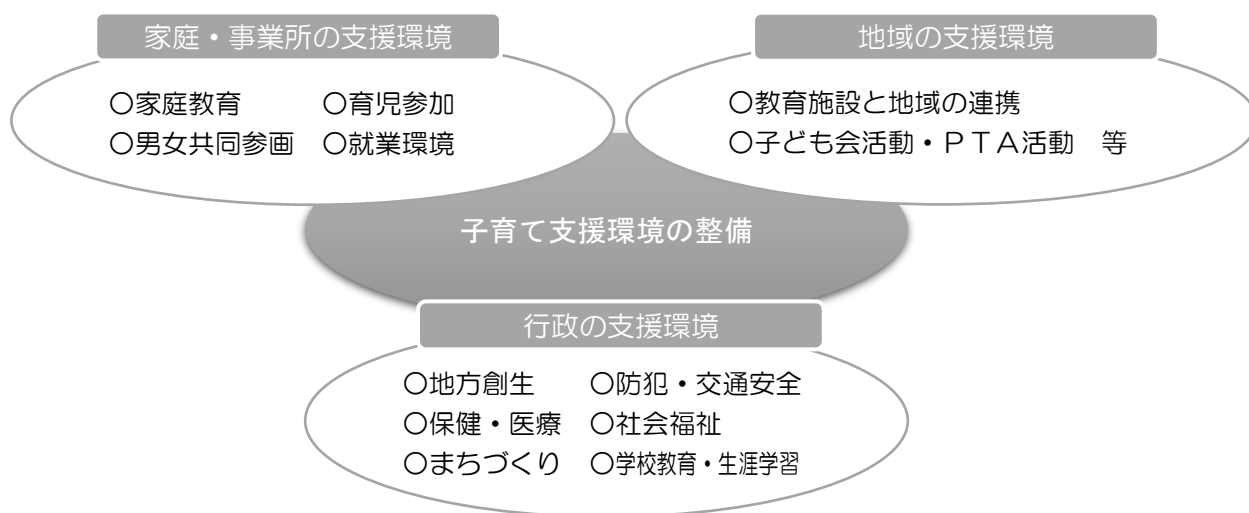
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間事業者制度）

本事業については、待機児童対策としての保育の量の確保、及び住民ニーズに沿った多様な保育サービスの提供を進めることを目的としており、本市においても、教育・保育に対するニーズを適切に把握しながら、国の制度の内容を踏まえて必要な施策を講じることとします。

第Ⅶ章 計画の推進に向けて

1. 子ども・子育てに対する支援環境の整備

子ども・子育てについては、親が子育ての一義的責任を持つことを前提として、地域や行政が密接に連携しながら、一貫した子育て環境を整備する必要があります。この子育て環境を構成する要素としては、以下に示すように多様な要素により構成されることから、それぞれについて、より良い子育て環境の整備に向けた理解を深めるとともに、具体的な取り組みを進めます。



2. 関連施策との連携

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援市町村行動計画が一体となった計画として策定しています。特に次世代育成支援市町村行動計画においては、子育て環境はもちろん、子どもが成長する環境づくりについて広範な施策を位置づけており、行政が担う分野についても、多様な計画に基づき施策を実行する必要があることから、常に関連施策との整合を図りながら推進します。

3. 計画の進捗管理

本計画における量の見込みと確保の方策については、令和2年から令和6年までの事業計画としています。本計画で想定した保育を必要とする児童については、これまでの人口趨勢を踏まえたものであり、計画期間中においても変化する可能性があることから、ニーズ量を把握しながら、適切な対応を講じるとともに、必要に応じて計画の見直しを行う必要もあります。

また、計画の推進においては、PDCAサイクルによるチェック体制を構築する等、施策の実施状況についての管理を行うこととします。

資料編

1. 計画策定の経緯

時 期	会議等	内 容
平成 30 年 10 月 9 日(火)	かすみがうら市 子ども・子育て会議	<input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援事業計画の進行管理について <input type="checkbox"/> 本計画の策定について
平成 30 年 11 月 30 日(金)	かすみがうら市 子ども・子育て会議	<input type="checkbox"/> ニーズ調査の実施について
平成 31 年 1 月	子ども・子育てニーズ調査	<input type="checkbox"/> 未就学児：郵送により配布・回収 (1 月 14 日～1 月 31 日) <input type="checkbox"/> 就学児：学校を通じて配布・回収 (1 月 15 日～1 月 31 日)
平成 31 年 2 月	庁内会議	<input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援事業計画の進行管理について <input type="checkbox"/> 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成 31 年 3 月 19 日(火)	かすみがうら市 子ども・子育て会議	<input type="checkbox"/> ニーズ調査の結果について
平成 31 年 3 月	庁内会議	<input type="checkbox"/> ニーズ調査の結果について
平成 31 年 4 月 24 日(水)	庁内会議	<input type="checkbox"/> かすみがうら市の子ども・子育て支援の課題 <input type="checkbox"/> 計画策定の方向性(基本理念と目標の考え方)
令和元年 5 月 28 日(火)	かすみがうら市 子ども・子育て会議	<input type="checkbox"/> かすみがうら市の子ども・子育て支援の課題 <input type="checkbox"/> 計画策定の方向性(基本理念と目標の考え方)
令和元年 6 月 27 日(木)	庁内会議	<input type="checkbox"/> 基本理念と目標について <input type="checkbox"/> 子ども・子育てに関する施策について
令和元年 7 月 26 日(金)	かすみがうら市 子ども・子育て会議	<input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援に関する基本理念と目標 <input type="checkbox"/> 子ども・子育て基本の方針 <input type="checkbox"/> 需要量の見込み
令和元年 9 月 19 日(木)	庁内会議	<input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援事業計画素案について
令和元年 10 月 1 日(火)	かすみがうら市 子ども・子育て会議	<input type="checkbox"/> 施策の体系と個別施策の内容 <input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援事業計画 <input type="checkbox"/> 次世代育成支援計画 <input type="checkbox"/> 評価の考え方
令和 2 年 1 月 6 日(月) ～20 日(月)	意見公募手続 (パブリックコメント)	<input type="checkbox"/> 提出件数 3 件
令和 2 年 3 月	かすみがうら市 子ども・子育て会議	<input type="checkbox"/> 意見公募手続(パブリックコメント)の結果について <input type="checkbox"/> 計画のとりまとめ

2. 子ども・子育て会議委員名簿（平成30年4月～令和2年3月）

番号	氏名	所属・団体等	役職等	備考
1	萩原 愛	くりのみ自然幼稚園	保護者 代表	H31.3 まで
	中本 倫子	くりのみ自然幼稚園	保護者 代表	H31.4 から
2	後藤 幸子	第一保育所	父母の会 代表	H31.3 まで
	坂本 綾子	第一保育所	父母の会 代表	H31.4 から
3	倉田 寛之	霞ヶ浦保育園	保護者会 会長	H31.3 まで
	嶋田 勇一	霞ヶ浦保育園	保護者会 会長	H31.4 から
4	関川 勝	霞ヶ浦南小学校 PTA	会長	H31.1 まで
	鈴木 基久	新治小学校PTA	小学校PTA 代表	H31.2 から
5	金指 洋寿	プルミっこ保育園	園長	H31.3 まで
	川井 真帆	プルミっこ保育園	園長	H31.4 から
6	伊藤 由美子	市母親クラブ	会長	
7	岩瀬 友子	社会福祉協議会	事務局次長	
8	成井 修也	のぞみ保育園	園長	
9	狩野 良和	神立幼稚園	園長	副会長
10	曾田 照行	上佐谷小学校	校長	H31.1 まで
	島田 陽一	志筑小学校	校長	H31.2 から
11	小松 紀恵	石岡市医師会酒井医院	医師	
12	金澤 博之	オート化学工業株式会社	総務課長	
13	元木 廣子	市民生委員児童委員協議会連合会	主任児童委員	H31.3 まで
	塚本 忍	市民生委員児童委員協議会連合会	主任児童委員	H31.4 から
14	池田 幸也	茨城キリスト教大学		会長
15	設楽 健夫	市議会議員	文教厚生委員会副委員長	H31.2 から

3. かすみがうら市子ども・子育て会議条例

○かすみがうら市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、かすみがうら市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 保育関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

～ 省 略 ～

4. 子ども・子育て支援法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数

- (同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。) その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
 - 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

5. 子ども・子育てニーズ調査の概要

1. 調査の実施概要

(1) 対象者

対 象	未就学児(0～5歳児)の保護者	就学児の保護者
人 数	無作為に 1,000 人を抽出	無作為に 1,000 人を抽出
実施方法	郵送による配布回収	小学校を通じて配布回収

(2) 実施スケジュール

時 期		内 容
平成 31 年	1 月	<input type="checkbox"/> 未就学児：郵送により配布・回収（1月14日～1月31日） <input type="checkbox"/> 就学児：学校を通じて配布・回収（1月15日～1月31日） ※未就学児に対しては1月24日にお礼状・催促状発送
	2 月	<input type="checkbox"/> 集計・解析 <input type="checkbox"/> 基本集計結果に関する報告

(3) 設問内容

第1期計画で実施した設問を基本に、国から示された追加項目及び本市の独自項目を設定して作成した。

(4) 回収数

	送付数	回収数	回収率
未就学児	1,000 通	529 通	52.9%
就学児	1,000 通	787 通	78.7%

2. 調査結果の概要

(1) 回答者の居住地区

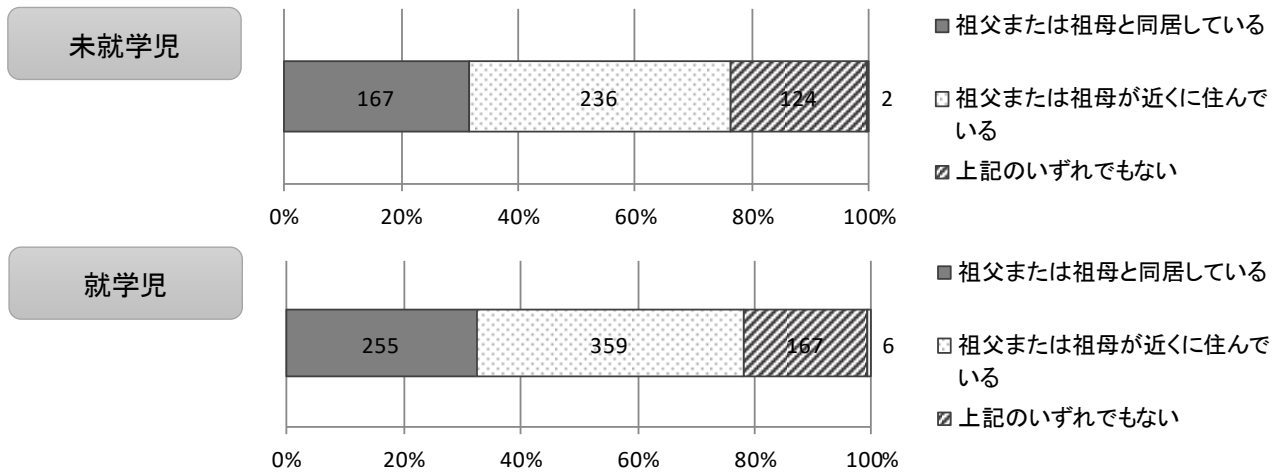
未就学児

No.	地区名	回答数	構成比	No.	地区名	回答数	構成比
1	加茂	10	1.9%	30	大峰	1	0.2%
2	戸崎	9	1.7%	31	上土田	6	1.1%
3	中台	2	0.4%	32	下土田	7	1.3%
4	男神	3	0.6%	33	飯田	0	0.0%
5	下大堤	3	0.6%	34	市川	2	0.4%
6	大和田	5	0.9%	35	西野寺	6	1.1%
7	南根本	1	0.2%	36	東野寺	5	0.9%
8	三ツ木	4	0.8%	37	新治	9	1.7%
9	上大堤	0	0.0%	38	雪入	2	0.4%
10	深谷	12	2.3%	39	山本	0	0.0%
11	牛渡	13	2.5%	40	上佐谷	2	0.4%
12	有河	0	0.0%	41	中佐谷	5	0.9%
13	坂	11	2.1%	42	下佐谷	3	0.6%
14	田伏	8	1.5%	43	上稲吉	24	4.5%
15	安食	4	0.8%	44	下稲吉	140	26.5%
16	柏崎	2	0.4%	45	稲吉一丁目	3	0.6%
17	岩坪	5	0.9%	46	稲吉二丁目	12	2.3%
18	下軽部	1	0.2%	47	稲吉三丁目	13	2.5%
19	西成井	6	1.1%	48	稲吉四丁目	9	1.7%
20	上軽部	1	0.2%	49	稲吉五丁目	8	1.5%
21	宍倉	35	6.6%	50	稲吉東一丁目	5	0.9%
22	志戸崎	5	0.9%	51	稲吉東二丁目	5	0.9%
23	粟田	2	0.4%	52	稲吉東三丁目	13	2.5%
24	高倉	3	0.6%	53	稲吉東四丁目	12	2.3%
25	下志筑	4	0.8%	54	稲吉東五丁目	24	4.5%
26	中志筑	13	2.5%	55	稲吉東六丁目	13	2.5%
27	上志筑	3	0.6%	56	稲吉南一丁目	7	1.3%
28	五反田	1	0.2%	57	稲吉南二丁目	12	2.3%
29	横堀	2	0.4%	58	稲吉南三丁目	5	0.9%
					無回答	8	1.5%
					合計	529	100.0%

就学児

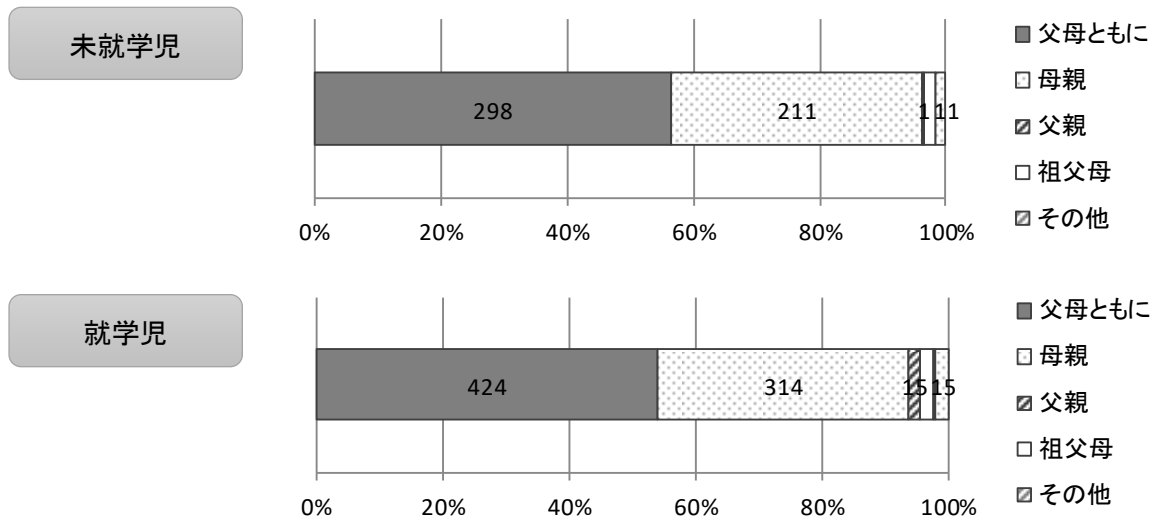
No.	地区名	回答数	構成比	No.	地区名	回答数	構成比
1	加茂	26	3.3%	30	大峰	1	0.1%
2	戸崎	12	1.5%	31	上土田	3	0.4%
3	中台	4	0.5%	32	下土田	6	0.8%
4	男神	0	0.0%	33	飯田	0	0.0%
5	下大堤	4	0.5%	34	市川	3	0.4%
6	大和田	15	1.9%	35	西野寺	3	0.4%
7	南根本	4	0.5%	36	東野寺	9	1.1%
8	三ツ木	4	0.5%	37	新治	11	1.4%
9	上大堤	1	0.1%	38	雪入	1	0.1%
10	深谷	21	2.7%	39	山本	2	0.3%
11	牛渡	29	3.7%	40	上佐谷	7	0.9%
12	有河	4	0.5%	41	中佐谷	4	0.5%
13	坂	15	1.9%	42	下佐谷	9	1.1%
14	田伏	24	3.0%	43	上稲吉	20	2.5%
15	安食	11	1.4%	44	下稲吉	212	26.9%
16	柏崎	10	1.3%	45	稲吉一丁目	4	0.5%
17	岩坪	10	1.3%	46	稲吉二丁目	11	1.4%
18	下軽部	5	0.6%	47	稲吉三丁目	25	3.2%
19	西成井	13	1.7%	48	稲吉四丁目	10	1.3%
20	上軽部	1	0.1%	49	稲吉五丁目	9	1.1%
21	宍倉	48	6.1%	50	稲吉東一丁目	22	2.8%
22	志戸崎	1	0.1%	51	稲吉東二丁目	9	1.1%
23	粟田	3	0.4%	52	稲吉東三丁目	15	1.9%
24	高倉	3	0.4%	53	稲吉東四丁目	17	2.2%
25	下志筑	7	0.9%	54	稲吉東五丁目	13	1.7%
26	中志筑	11	1.4%	55	稲吉東六丁目	11	1.4%
27	上志筑	2	0.3%	56	稲吉南一丁目	13	1.7%
28	五反田	4	0.5%	57	稲吉南二丁目	8	1.0%
29	横堀	2	0.3%	58	稲吉南三丁目	13	1.7%
					無回答	22	2.8%
					合計	787	100.0%

(2) お子さんと祖父母との同居・近居（日常的に行き来できる程度の距離）の状況



未就学児、就学児とも、「祖父または祖母と同居している」が約3割、「祖父または祖母が近くに住んでいる」が約4割となっており、回答者の7割以上は、祖父または祖母との関わりが確保できる居住環境となっている。

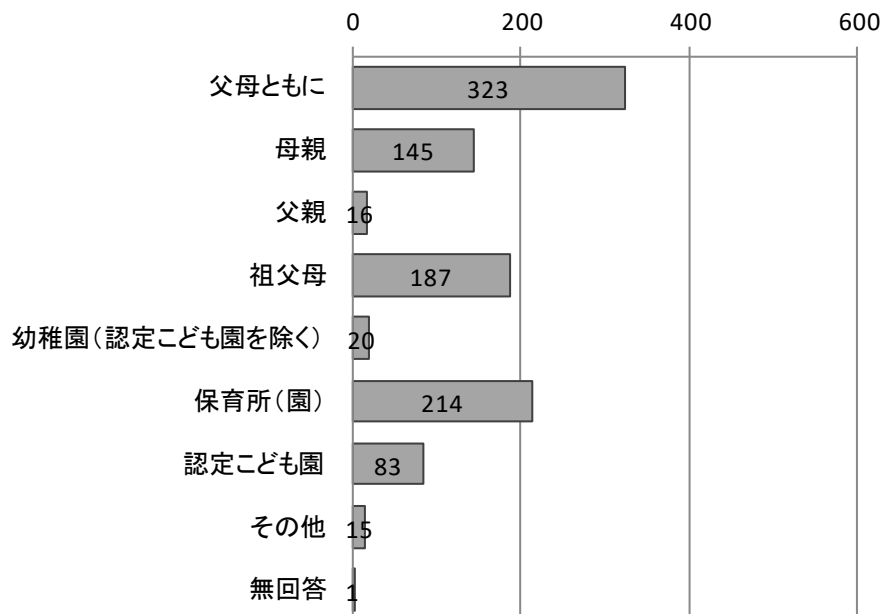
(3) 子育て（教育を含む）を主に行っている人



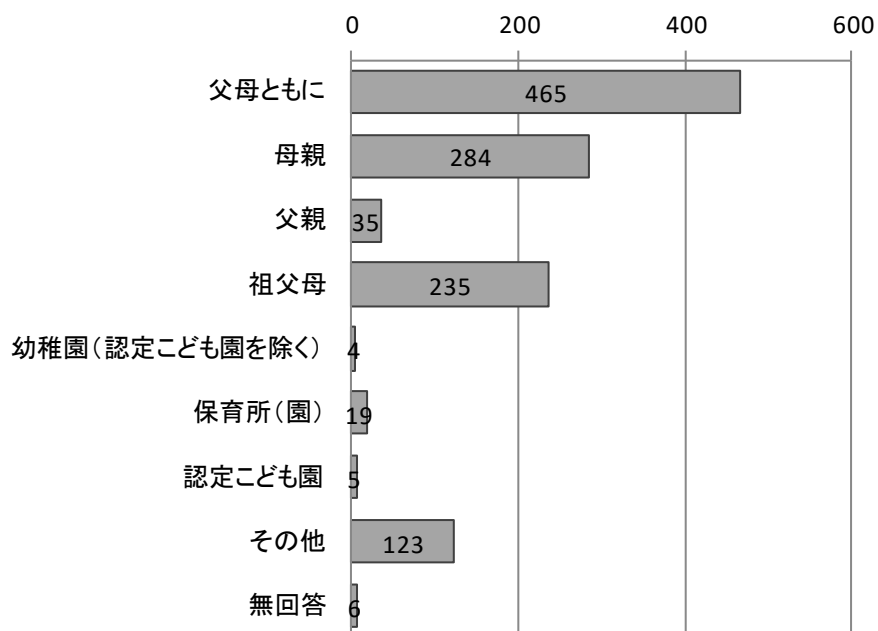
子育てを主に行っている人については、「父母ともに」が約半数を占め、次いで「母親」となっている。

(4) 子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人

未就学児



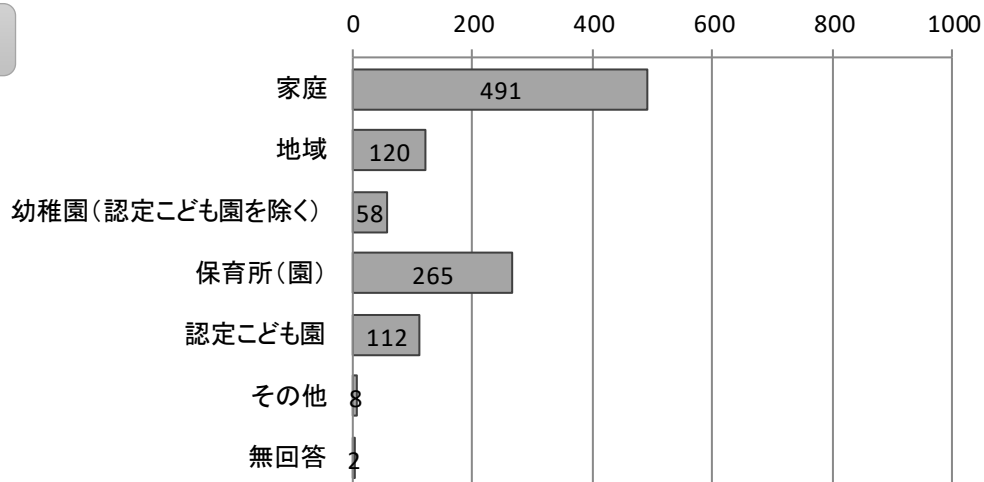
就学児



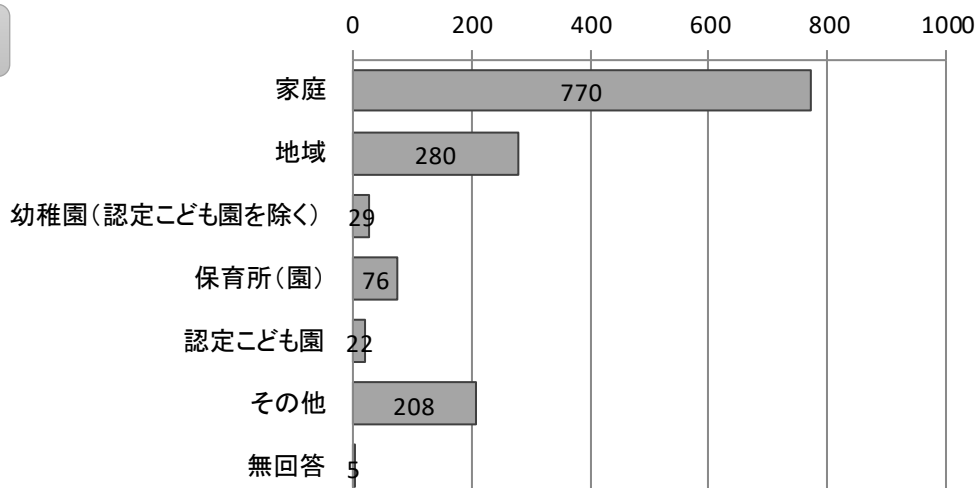
子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人・施設としては、未就学児、就学児とも「父母ともに」が最も多く、次いで母親となっている。「保育所(園)」は未就学児では母親に次いで多くなっている。「祖父母」は、未就学児、就学児とも多くなっているが、未就学児では「母親」よりも多く関わっている。一方で「父親」は、未就学児、就学児とも少なくなっている。

(5) 子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境

未就学児

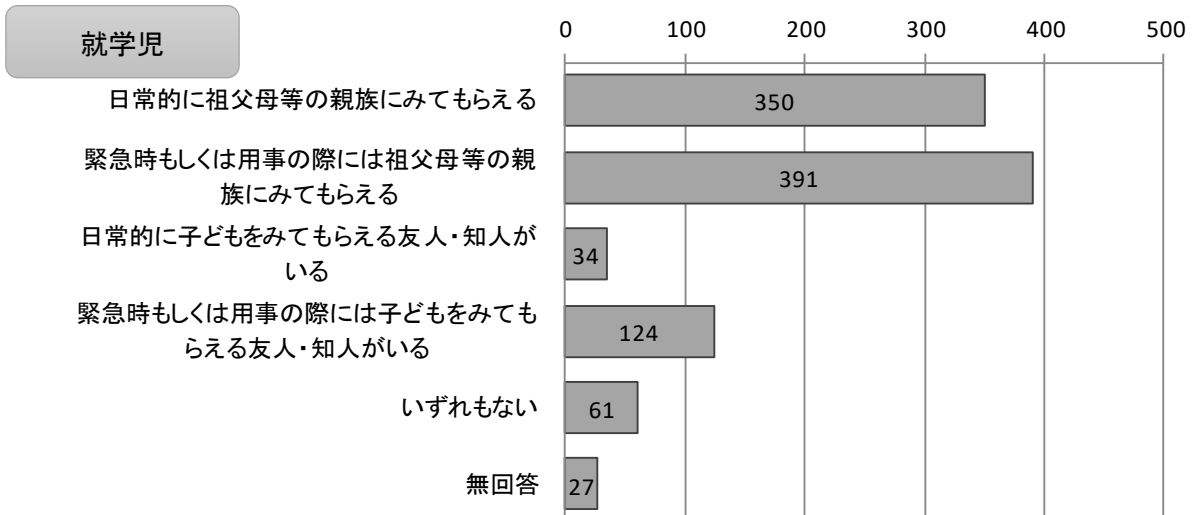
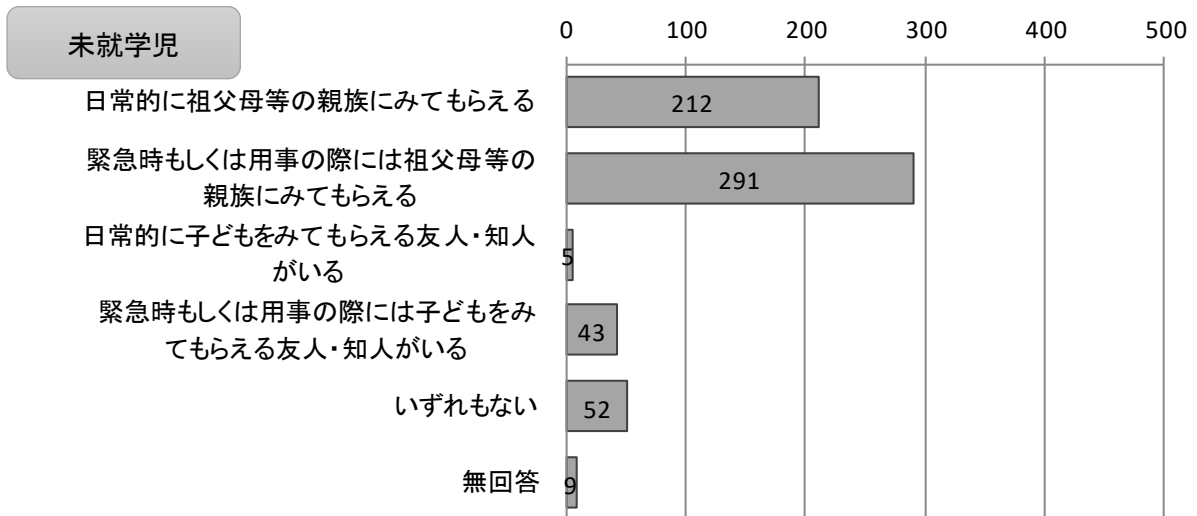


就学児



未就学児、就学児とも「家庭」が最も多い。就学児になると、「地域」が増加しており、学校や子ども会などを通じた関わりが増加すると考えられる。

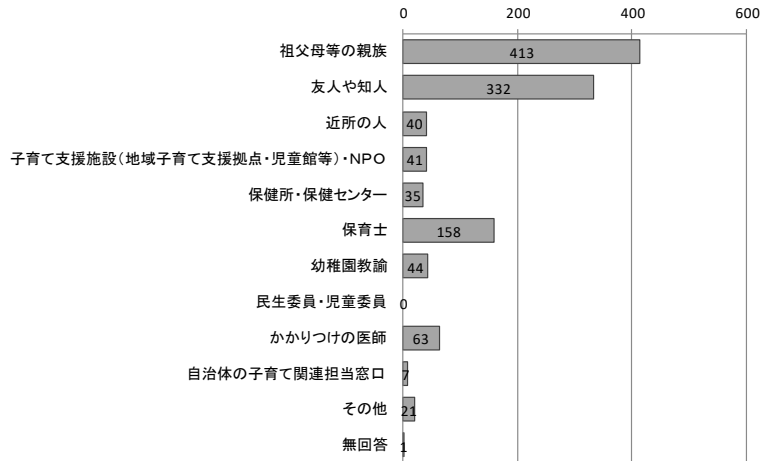
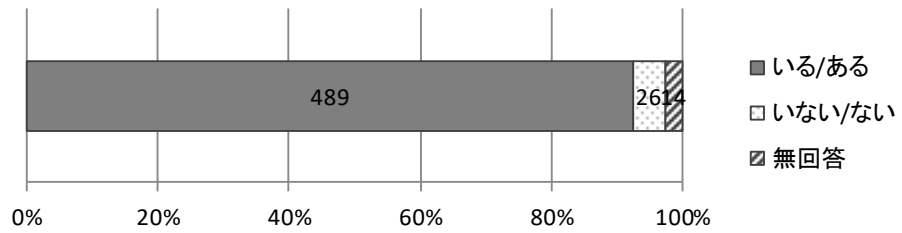
(6) A欄 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人の有無



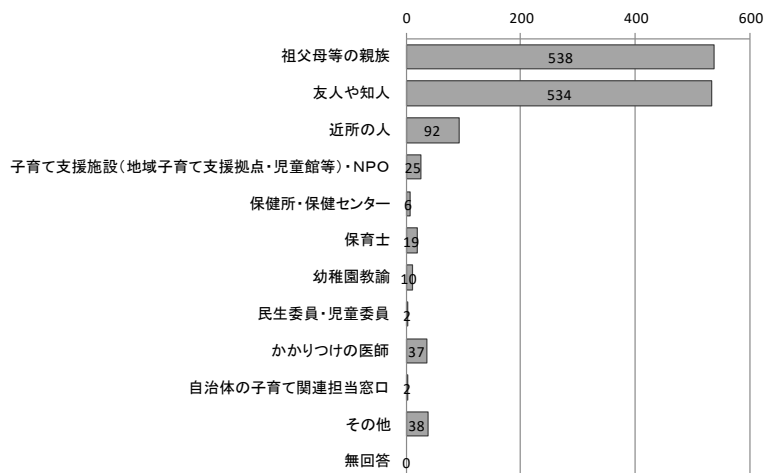
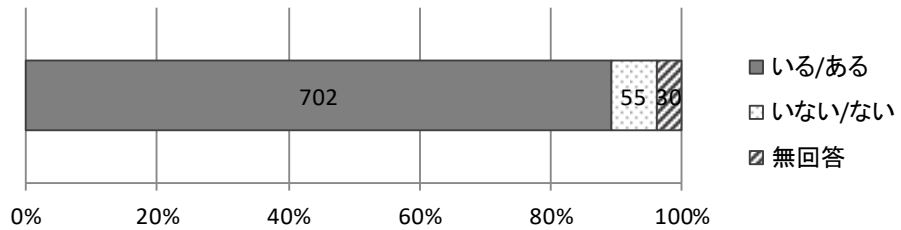
未就学児、就学児とも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が多く、祖父母等の親族が重要な役割を担っているといえる。また、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は、未就学児よりも就学児で多くなっている。

(7) 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無

未就学児



就学児



相談先の有無については、未就学児、就学児とも、「いる／ある」が多いものの、就学児では、やや「いない／ない」が増加している。主な相談先については、未就学児、就学児とも「祖父母等の親族」が最も多くなっている。次いで「友人や知人」が多いが、未就学児よりも就学児で多くなっている。また、未就学児では「保育士」、「かかりつけの医師」も多いほか、「子育て支援施設」、「保健所・保健センター」などの公的機関が多くなっている。

(8) 子育て(教育を含む)をする上で、あればよいと考える、周囲(身近な人、行政担当者など)からのサポート。

■未就学児

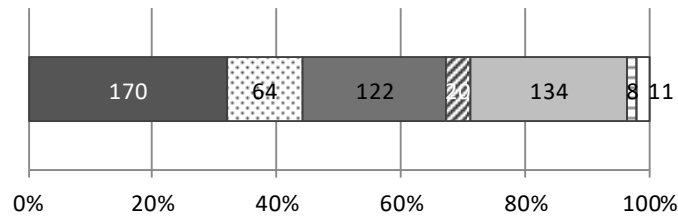
回 答
仕事のときに子供を見てもらえる施設があればいい。できれば 24Hで、いつでも預かってもらえるところ。両親が仕事をするのが難しい。
今は大変でも後で楽になるからとか、他のお母さんもみんな大変だからと片付けずにきちんと聞いてほしい。また車が普段ないのに車で行かないといけないような所でしか保健師などもないので、手軽には利用できない。
母親がいないため、私は毎日の仕事で夜の帰りが遅いから子供との話し合いがなく、子供の気持ちなど聞いてあげる時間がない。
市などのイベントなどで、情報を得たりできているので、これからも何かあれば参加していこうと思っています。
役所に相談とまではいかなくとも、メールなどでベテランママ等に話を聞きたい。知り合いに言うのは恥ずかしいこともある。
気軽にという視点からすると、匿名でも親同士でやりとりできるホームページなどのコーナーみたいなのがあったらいい。
困りごとや愚痴レベルの話を聞いてくれるような何かがあると助かる。体調不良等の際、電話一本で子供を見てもらえるようなもの。
安心して遊びながら学べるような場所があり、子育てについて相談にのってくれる保健師さんなどがある市の施設があったらいい。
<ul style="list-style-type: none"> ・短時間(2~3時間もしくは1日)子どもを見てもらえるようなサポート(レスパイトケアのようなイメージ)が欲しい。 ・24時間もしくは夜間でも子育てに関する問題(医療面以外)を相談できる場所が欲しい。 ・離乳食作り教室があると良いと考える。
土・日とか就労している人も利用できる、気軽に相談できる施設(子育て支援センター内とかに)。
地域で子供が参加できるイベント・行事を積極的に開いて頂きたい。そこで地域のお子さんを持つ家族の方々と交流が持てる様にしたい。

■就学児

回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ADHDなどハッキリとした診断名がないが、極めてグレー(またはグレーに近い)の症状がある子どもについて、うしろめたい気持ちを持たずに相談できるスポットやコミュニティがあるとよい。 ・学童保育や保育園の開所時間以外で子どもを預かってくれる施設。(夜間や祝日など)
相談事などを紙に書く等して学校等で回収してくれて、それを相談員さんが読んで回答をしてくれたり、個別に面談して話を聞いてくれたらよいと思う。現在も月に1回くらい学校に相談できる人が来てくれる日があるが、仕事で行けないので。
どんなことでも気軽に相談できる状況を作っただけであればと思います。
市役所または、学校に相談窓口があったら良いと思います。
児童クラブに行っている子だけでなく、急に子供を預ける事が出来る様になったら助かります(親の介護や自分の通院等で子供の帰宅時間までに帰れないこともあり、困っている。)
メール等で返信など出来るようなシステムがあると相談しやすい。
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間でも相談できる窓口があると良い。 ・母子家庭だけの相談窓口があると良い。

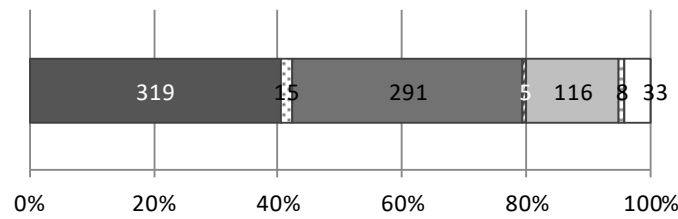
(9) 母親の現在の就労状況（自営業・家族従事者含む）

未就学児



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

就学児

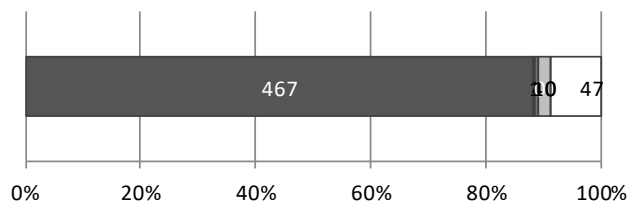


- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

未就学児、就学児とも約4割が「フルタイム」勤務であり、産休・育休・介護休業中である割合は未就学児の母親で高くなっている。また、未就学児の母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が就学児よりも高くなっている。

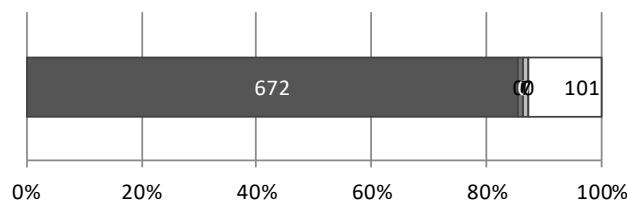
(10) 父親の現在の就労状況（自営業・家族従事者含む）

未就学児



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

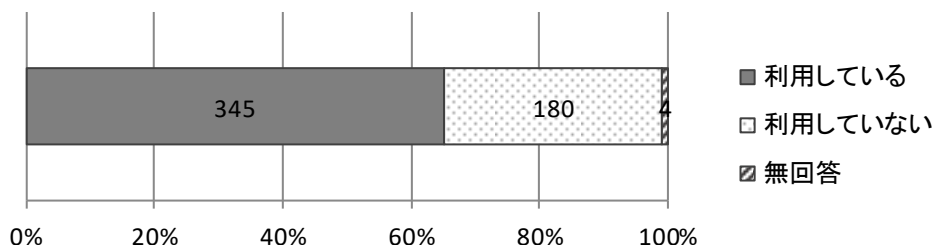
就学児



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

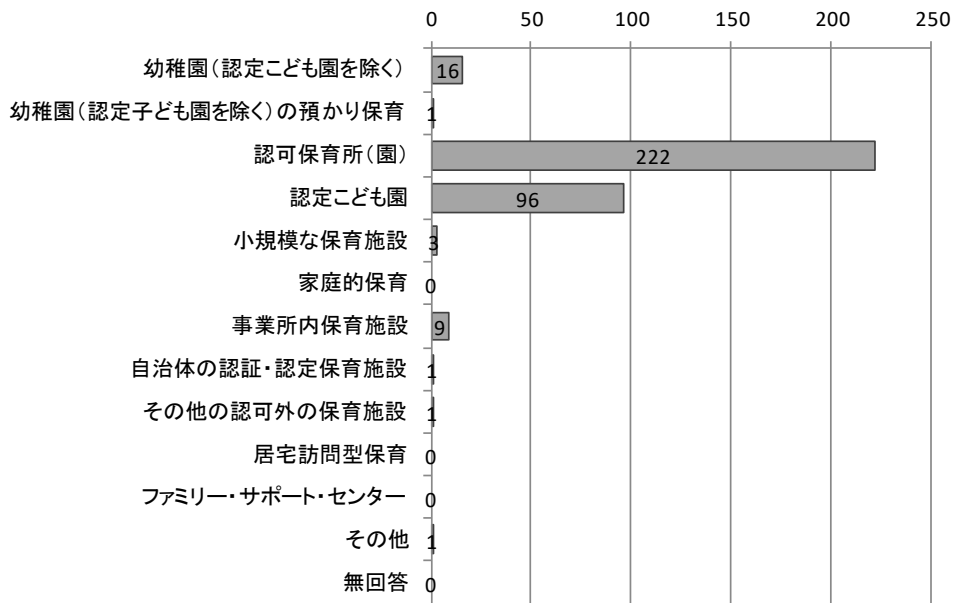
未就学児、就学児とも約9割が「フルタイム」勤務となっている。

(11) 認定こども園や保育所(園)などの「定期的な教育・保育の事業」の利用状況



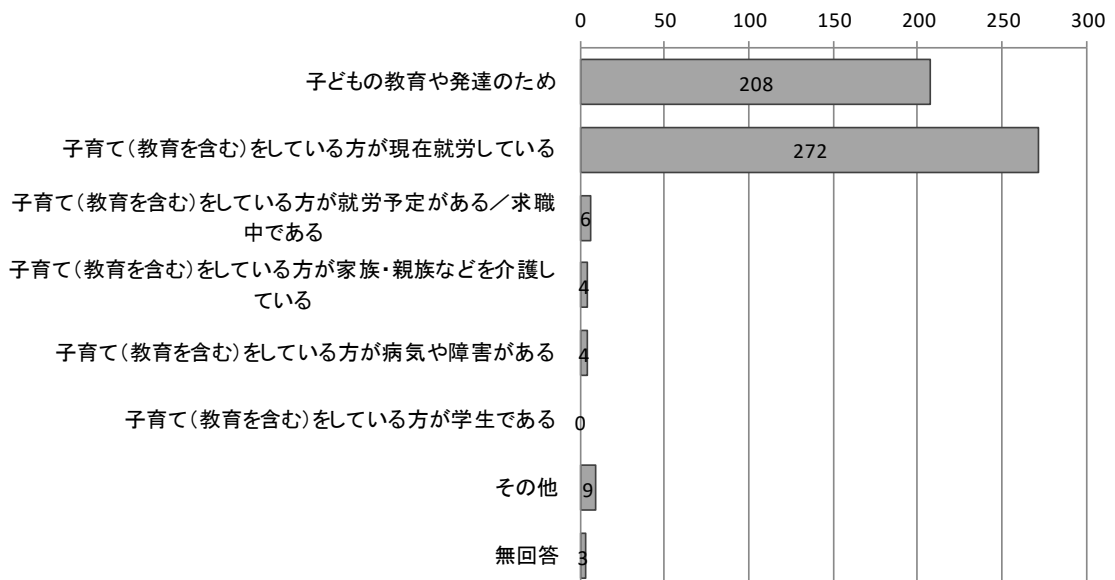
「定期的な教育・保育の事業」を利用する未就学児は約6割となっている。

(12) 年間を通じて「定期的に」利用している教育・保育事業



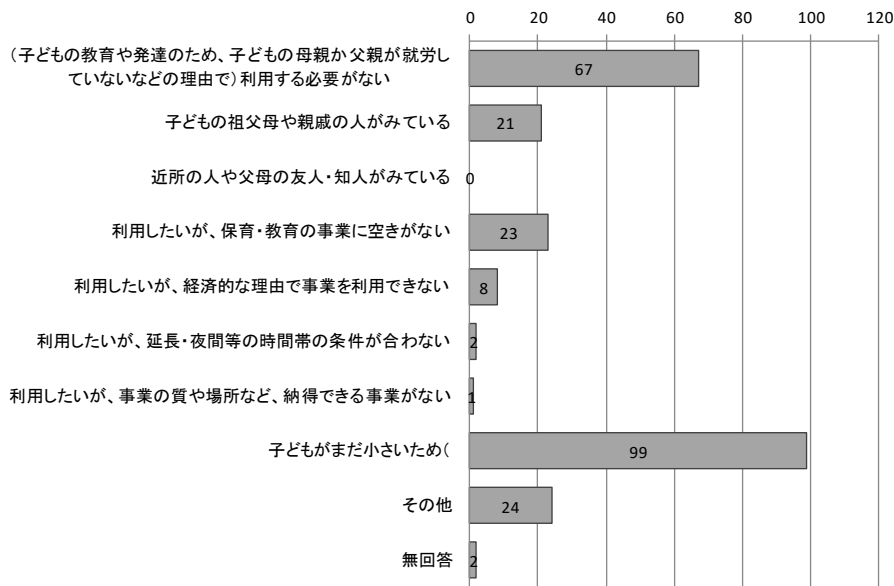
平日利用している教育・保育事業は、「認可保育所(園)」が最も多く、次いで「認定子ども園」となっている。

(13) 利用している主な理由



利用している理由は、「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」となっている。

(14) 利用していない理由

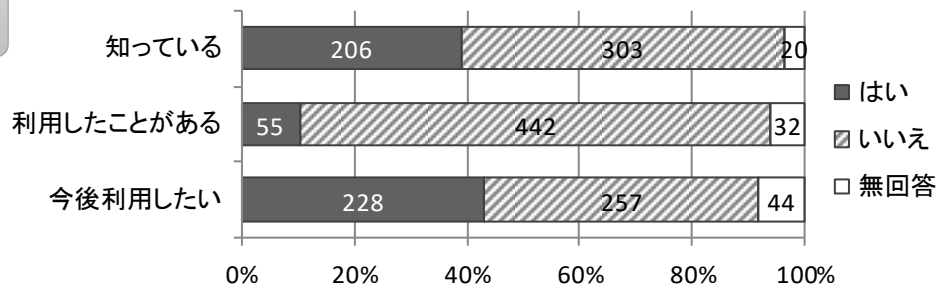


利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が最も多く、次いで、教育や発達のため、あるいは両親のいずれかが就労しておらず「利用する必要がない」となっている。

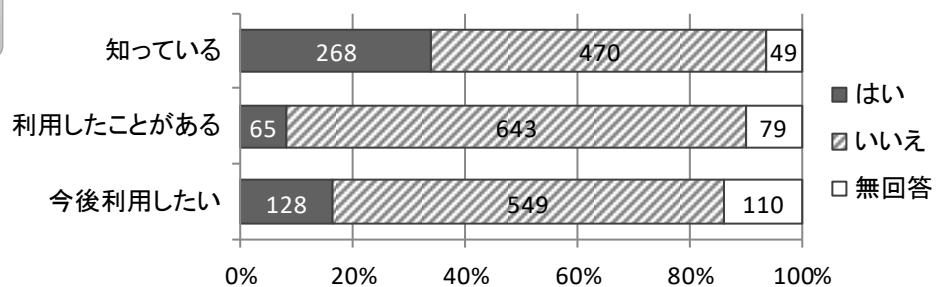
(15) かすみがうら市で実施している「地域子育て支援事業」

①利用者支援事業

未就学児



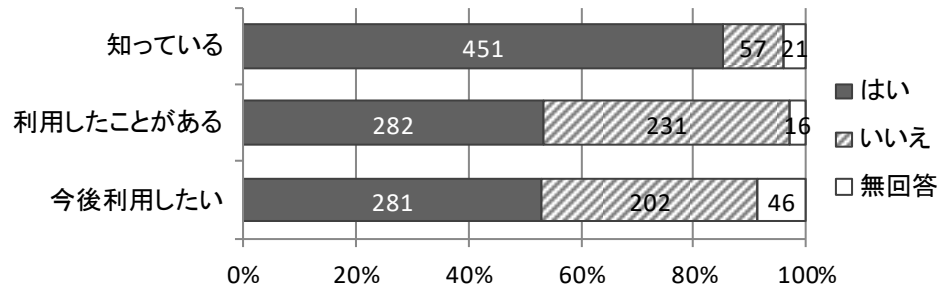
就学児



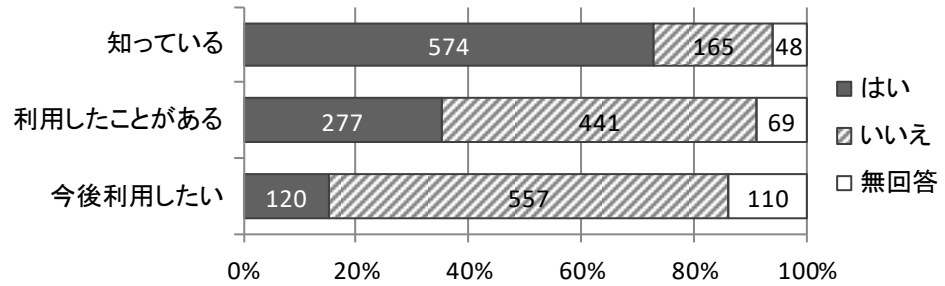
利用者支援事業については、「知っている」は、未就学児、就学児とも半数以下で、「利用したことがある」は1割程度となっている。「今後利用したい」も、半数以下であるが、未就学児では約4割程度と高くなっている。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

未就学児



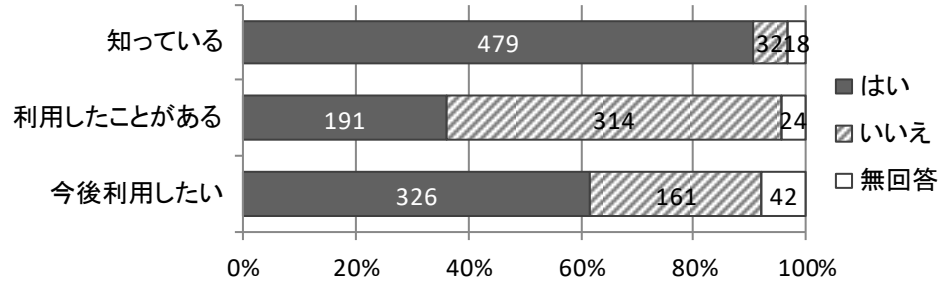
就学児



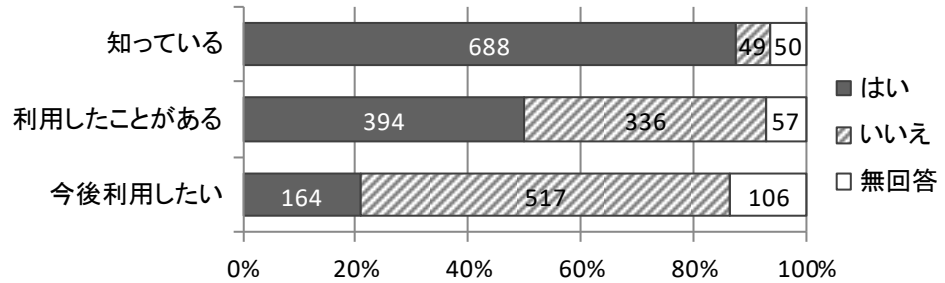
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）については、「知っている」は、未就学児で8割超、就学児で7割程度を示し、事業の認知度が高い。「利用したことがある」、「今後利用したい」は、未就学児で高く約半数となっている。

③時間外保育（延長保育）

未就学児



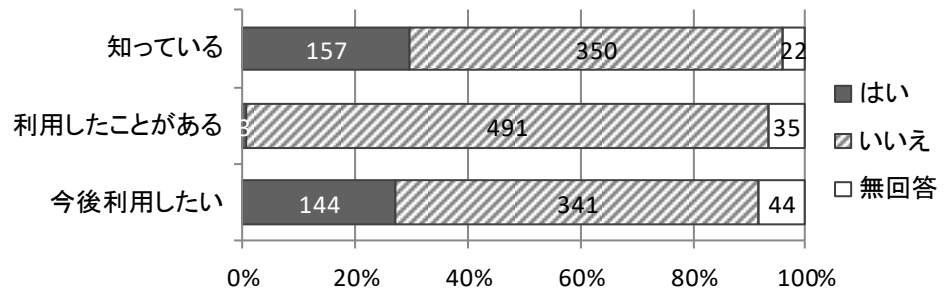
就学児



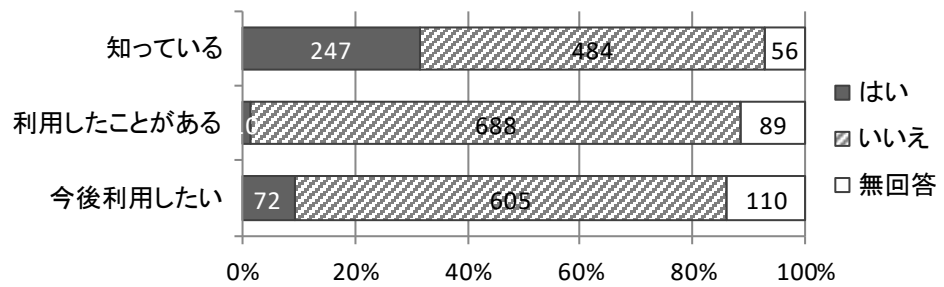
時間外保育(延長保育)については、「知っている」は、未就学児、就学児とも9割程度を示し、事業の認知度が高い。「利用したことがある」は、就学児の方が高く、回答者の約半数が利用経験を有している。また、「今後利用したい」は、未就学児で高く約6割を示している。

④子育て短期支援事業

未就学児



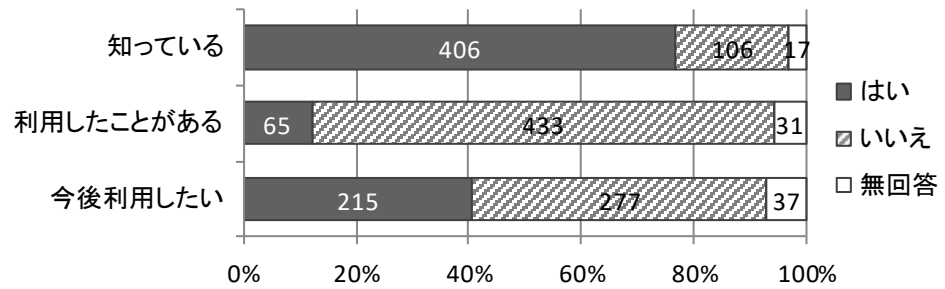
就学児



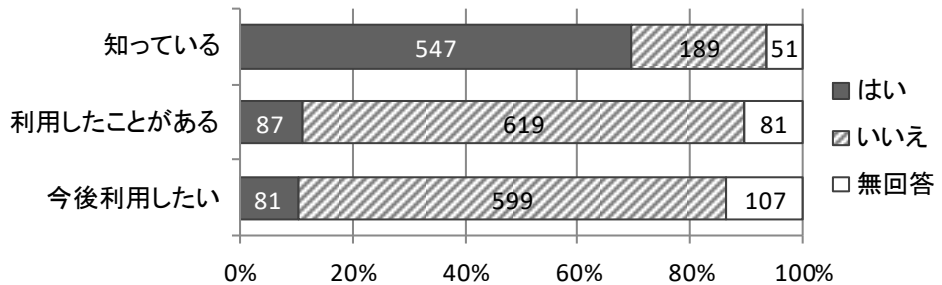
子育て短期支援事業については、「知っている」は、未就学児、就学児とも半数以下で、「利用したことがある」は非常に少なくなっている。「今後利用したい」も、半数以下であるが、未就学児では約3割程度と高くなっている。

⑤一時預かり事業

未就学児

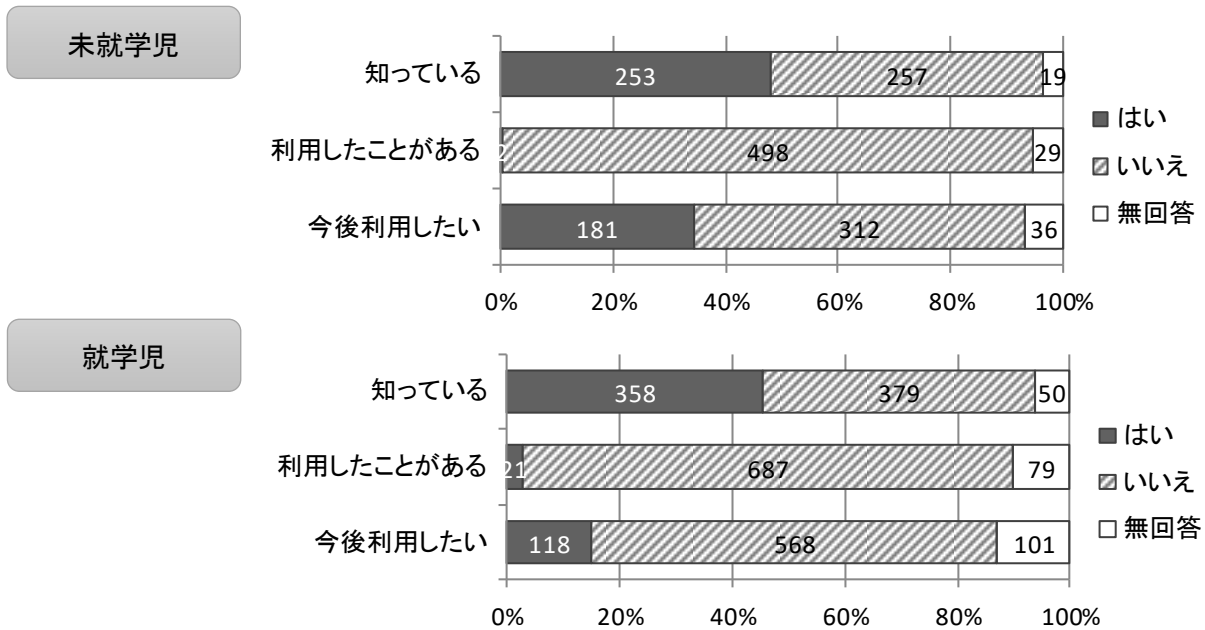


就学児



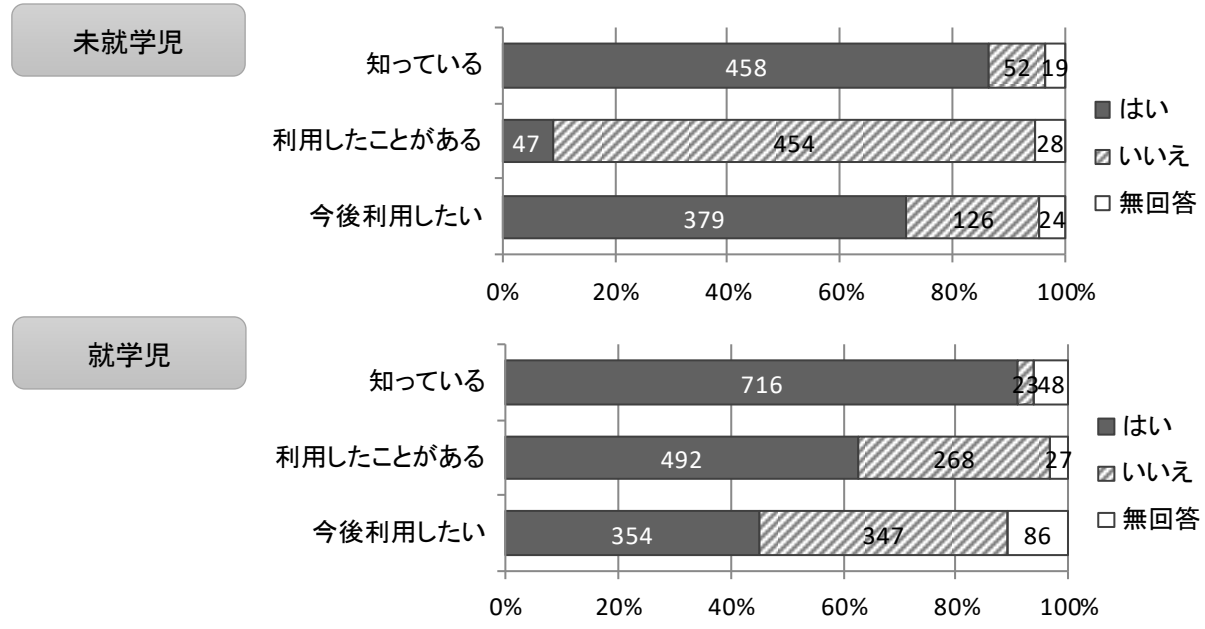
一時預かり事業については、「知っている」は、未就学児、就学児とも7割程度を示し、事業の認知度が高い。「利用したことがある」割合は、未就学児、就学児とも1割程度であるが、未就学児では「今後利用したい」という回答が約4割となっている。

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）



子育て援助活動支援事業（F・S・C）については、「知っている」は、未就学児、就学児とも半数程度を示しているが、「利用したことがある」は、いずれもごく少数となっている。また、「今後利用したい」は、未就学児で約3割を示している。

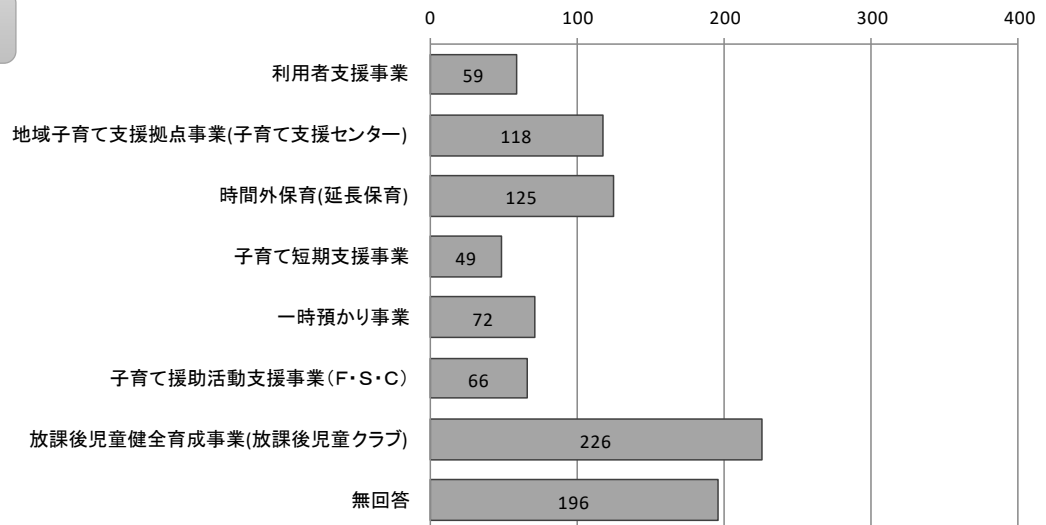
⑦放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）



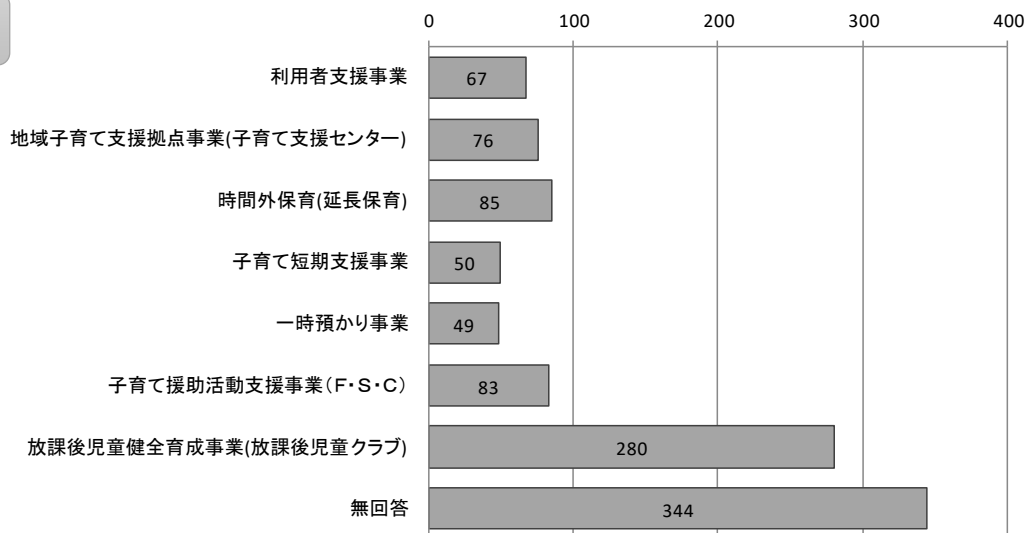
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、「知っている」は、未就学児、就学児とも8割以上を示し、事業の認知度が高い。「利用したことがある」割合は、未就学児では少ないものの、就学児では回答者の約6割が利用している。「今後利用したい」は、未就学児、就学児とも高くなっている。

【重点的な取り組みを期待するもの】

未就学児



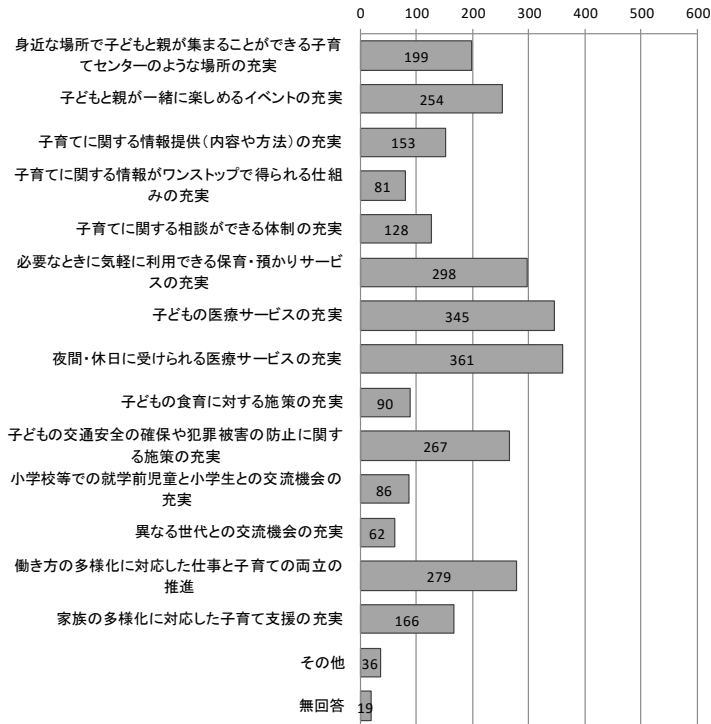
就学児



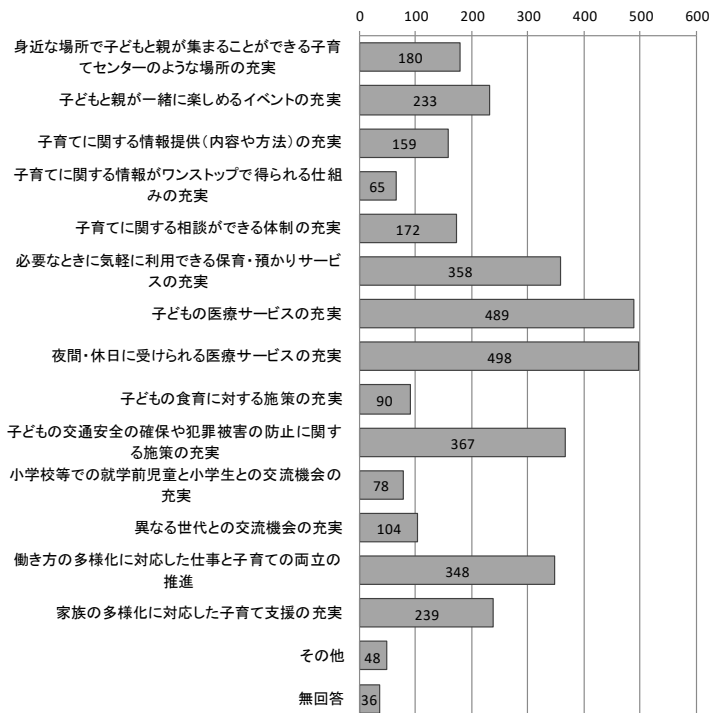
重点的な取り組みを期待するものについては、「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」、「時間外保育(延長保育)」、「地域子育て支援拠点事業」が多い。

(16) 子育てについて、かすみがうら市で充実を図る必要がある支援内容

未就学児



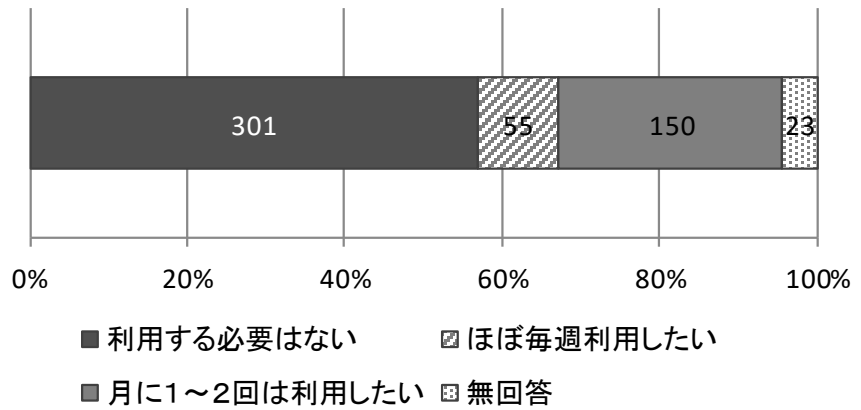
就学児



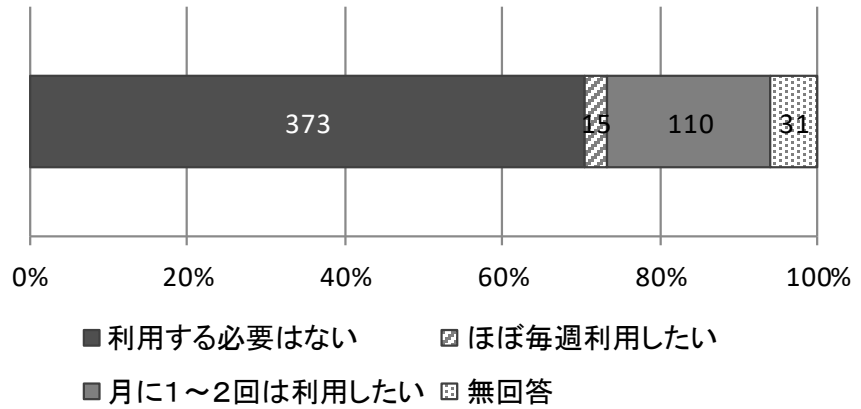
「夜間・休日に受けられる医療サービスの充実」、「子どもの医療サービスの充実」等の医療に関する支援の他、「必要な時に気軽に利用できる保育・預かりサービス」、「働き方の多様化に対応した子育て支援の充実」、「子どもの交通安全の確保や犯罪被害の防止に関する施策の充実」、「子どもと親と一緒に楽しめるイベントの充実」等が多くなっている。

(17) 土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望の有無

土曜日



日曜日・祝日

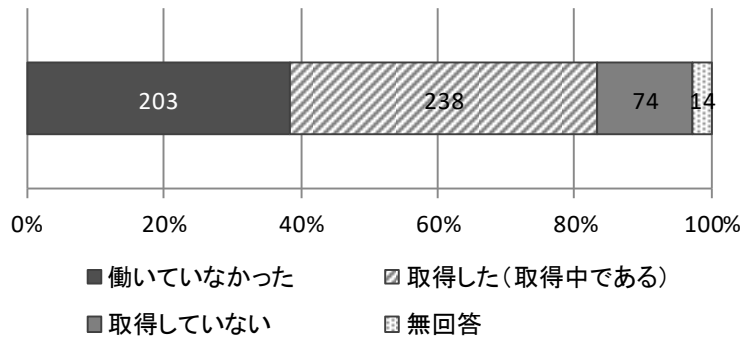


土曜日及び日曜日・祝日では、土曜日の方がニーズが多くなっている。利用頻度は、土曜日及び日曜日・祝日とも「月に1~2回は利用したい」が多い。

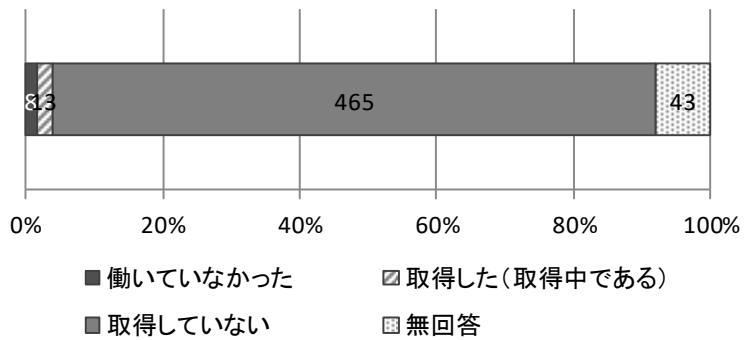
(18) 育児休業の取得状況

未就学児

母親

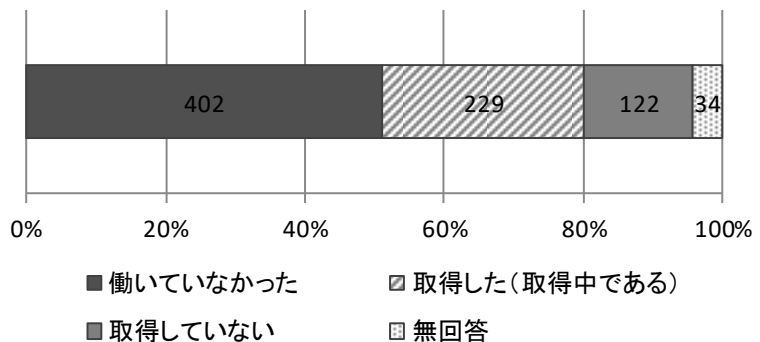


父親

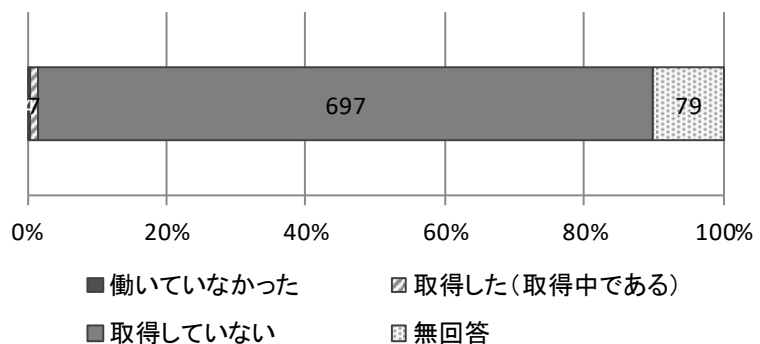


就学児

母親



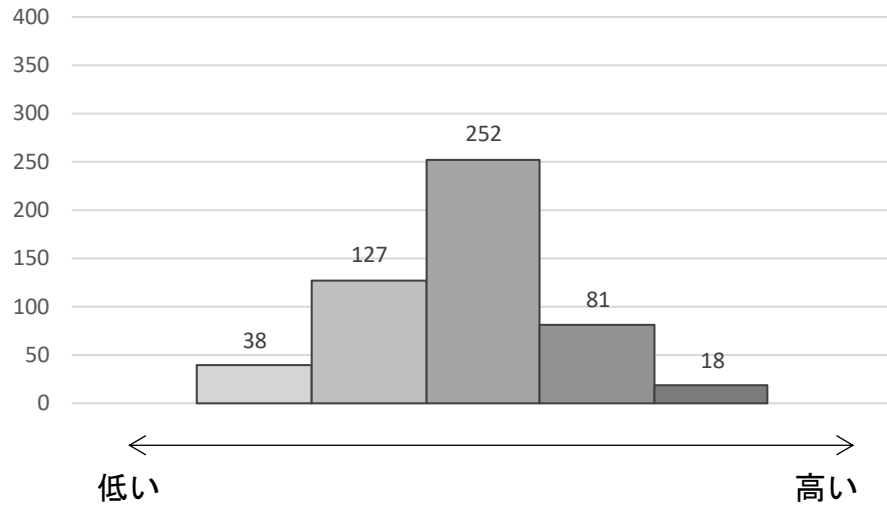
父親



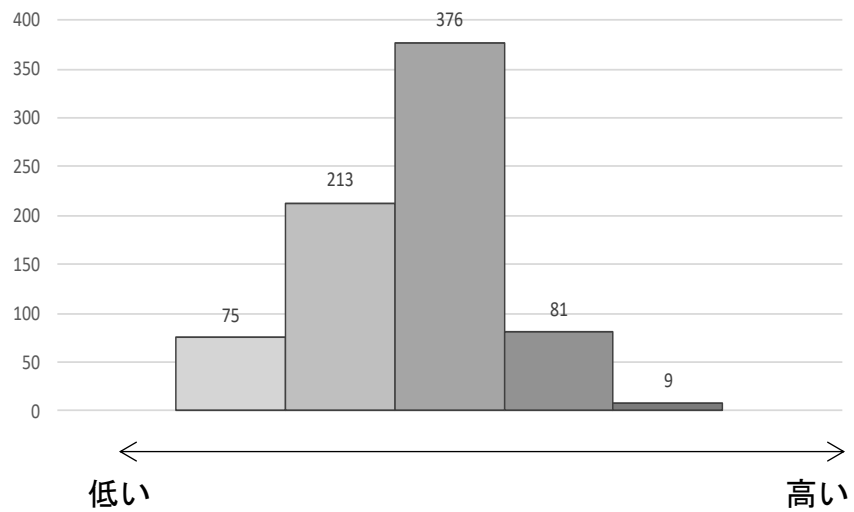
育児休業を「取得した」という回答は、母親が多く父親はほとんど取得していない。母親については、「働いていなかった」は未就学児より就学児の方が多く、育児休業を「取得した」割合が高いのは未就学児の母親となっている。

(19) かすみがうら市における子育ての環境や支援への満足度

未就学児

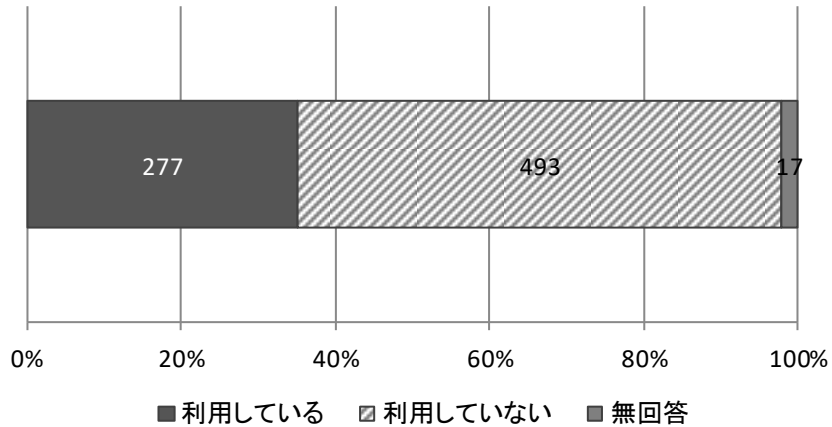


就学児

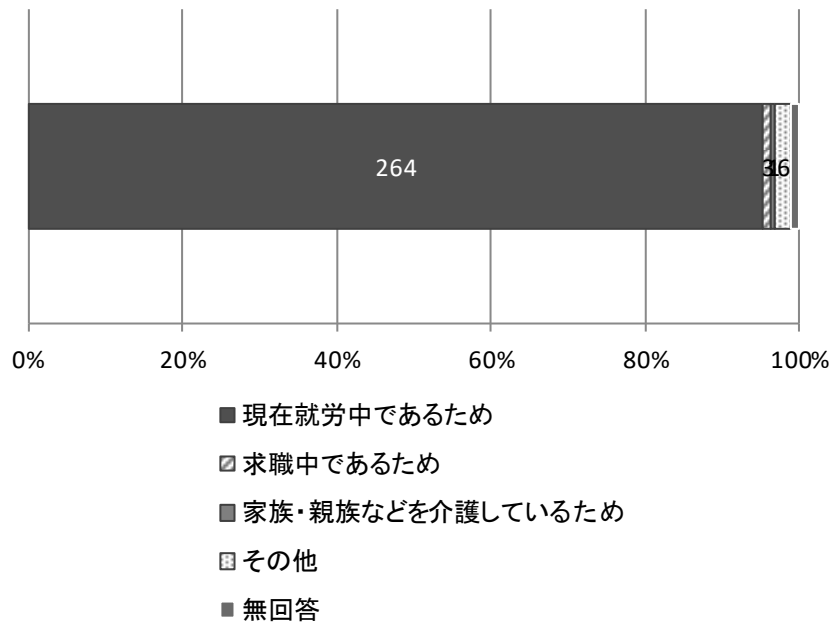


子育て環境に関する満足度は、未就学児、就学児とも5段階評価で「3」が最も多い。平均は、未就学児が2.83、就学児が2.65と、未就学児がやや高くなっている。

(20) 放課後児童クラブ利用の有無（就学児のみ）

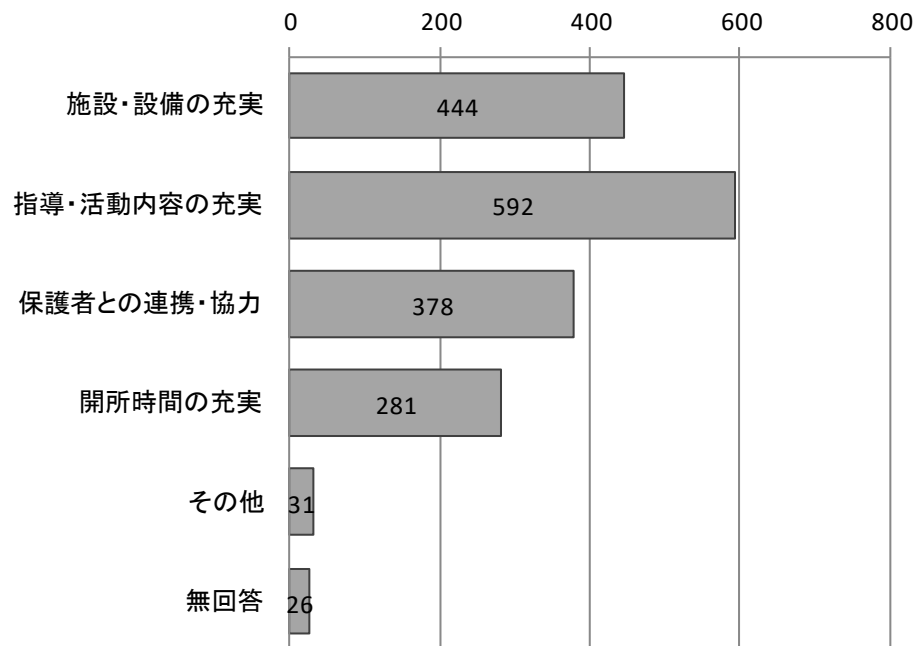


(21) 放課後児童クラブを利用している理由（就学児のみ）



就学児のうち、放課後児童クラブを利用しているのは約3割。利用している理由は「現在就労中であるため」が多い。

(22) 放課後児童クラブが子どもの健全な育成支援の場となるために望ましいと思うこと



放課後児童クラブが、子どもの健全な育成支援の場となるために望ましいと思う施策については、「指導・活動内容の充実」が最も多く、次いで「施設・設備の充実」となっており、3番目に「保護者との連携・協力」となっていることを合わせてみると、施設整備よりも運営内容の充実が期待されている。